

宅地建物取引業免許を申請される方への手引き

令和元年12月 最終改正

宅地建物取引業の免許

宅地建物取引を業として営もうとする者は、免許を受けることが必要です。
宅地建物取引業法も他の営業規制法と同様に、宅地建物取引業を営む者の自由な営業活動により、社会の秩序を乱され、社会の利益を害されることがないように、免許制度を採用して業者となる資格を制限し、その営業活動に必要な規制を加えています。

これは、一般的に宅地建物取引を業として行うことを、法律的に禁止し、国土交通大臣又は都道府県知事という公の機関が、特に支障がないと認めてその禁止を解除した場合に、宅地建物取引業を適法に営むことができる制度です。

受付場所	奈良県 県土マネジメント部まちづくり推進局 建築安全推進課 総務宅建係 (奈良県庁 分庁舎6階) 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL 0742-27-7563(ダイヤルイン)
受付時間	月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前8:30～12:00 午後1:00～5:15 ※審査に時間がかかりますので、午後4:30までには窓口にお越しください。

※ 免許の申請にあたっては、この手引書をよくお読みの上、なおご不明な場合は上記までお問い合わせください。

ただし、申請者個々の詳細な事項についての電話でのお問い合わせは、間違いのもとになりかねませんので、極力窓口まで資料などをご持参の上、出向かれるようお勧めします。

※ 免許申請等書類の提出については、申請内容等についていろいろお聞きしますので、内容を十分説明できる方が行って下さい。

※ 免許更新の申請は、免許の有効期間満了の90日前から30日前の間に手続きをしなければなりません。

奈良県 県土マネジメント部まちづくり推進局 建築安全推進課

目 次

1 宅地建物取引業の概要	
1 宅地建物取引業とは	3
2 免許の区分	3
3 免許の有効期間	3
4 免許を受けるための要件	4
2 免許申請の手続きについて	
1 免許申請手続き	10
2 新規免許通知後の手続き	11
3 更新免許申請の注意事項	13
3 免許申請書の作成について	
1 全般的な注意事項	13
2 免許申請に必要な書類	15
3 様式別の記載例と注意事項	16
4 営業保証金等の供託について	
1 営業保証金等の供託手続き	40
2 営業保証金等供託済届	40
5 免許証の交付について	42
6 業者名簿登載事項変更届出書について	
1 変更届の全般的な注意事項	43
2 様式別の記載例と注意事項	44
3 変更届に必要な書類	51
7 免許証書換え交付申請書について	53
8 免許証再交付申請書について	54
9 廃業等について	
1 廃業届の記載例と注意事項	55
2 営業保証金の取戻し	57
○営業保証金取戻し公告済届の記載例と注意事項	59
○債権者不存在証明書交付請求書の記載例と注意事項	60
10 大臣免許の申請について	
1 免許申請手続き	61
2 その他の申請・届出事項	62
11 免許換えの手続きについて	
1 免許換えとは	63
2 免許換え申請の手続きの概要	63
3 免許換えに伴う営業保証金等	64
12 事務所以外の案内所等の届出について（法第50条第2項の届出）	
1 「事務所以外の案内所」等の概要	65
2 届出の注意事項	66
3 届出書の記入例	68
13 参 考	
1 申請書等に記入するコード表	71
2 宅地建物取引業法（抜粋）	72
3 従業者証明書・宅地建物取引業者票・従業者名簿（様式等）	75
4 “ ”（記入例）	76
届出・申請先（所在地、連絡先等）	78

1 宅地建物取引業の概要

1 宅地建物取引業とは

宅地建物取引業（以下「宅建業」といいます。）とは、一般的に、不特定多数の人を相手方として、宅地又は建物に関して下表の○印の行為を反復又は継続して行い、社会通念上事業の遂行とみることができる程度の業行為をいいます。

区 分	宅 地 又 は 建 物		
	自 己 物 件	他人の物件(代理)	他人の物件(媒介)
売 買	○	○	○
交 換	○	○	○
貸 借	×	○	○

(参 考) 免許を受けなければならないもの（宅建業法第3条第1項）

- (1) 宅地又は建物の売買又は交換をする行為を業として営もうとする者
- (2) 宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介をする行為を業として営もうとする者

2 免許の区分

宅建業の免許は、個人又は法人が受けることができます。

個人免許は、個人が宅建業を営むためのものであり、法人の免許は、会社法による株式会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律にいう公益法人のほかに事業協同組合法による共同組合等のような法人格を有する者が宅建業を営むためのものです。

宅建業の免許を与える者は、国土交通大臣又は都道府県知事です。

国土交通大臣の免許は、二以上の都道府県の区域にわたり宅建業を営むため事務所が設置される場合です。

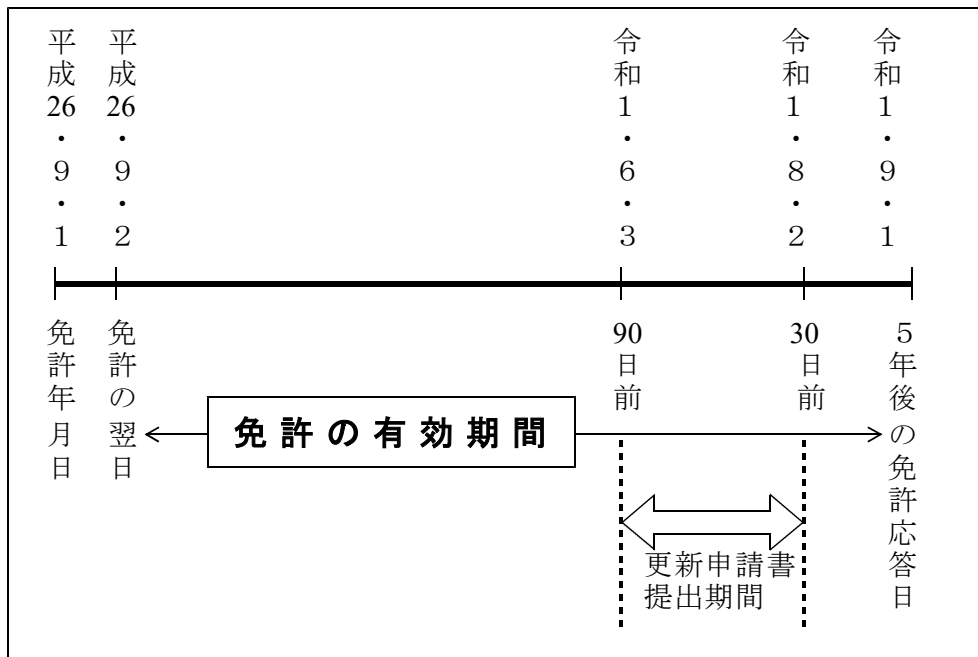
都道府県知事の免許は、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して宅建業を営む場合です。

3 免許の有効期間

宅建業免許の有効期間は、5年となっています。

この有効期間は、免許を受けた日の翌日から起算して5年後の免許応答日をもって満了となります。この場合、有効期間の最終日が日曜日、休日等であっても、その日をもって満了となります。

また、引続き宅建業を営もうとする場合は、免許の有効期間満了の日の90日前から30日までの間に、更新の免許申請手続きをすることが必要です。この手続きを怠った場合は、有効期間満了の日の翌日からは、宅建業を営むことができなくなります。



4 免許を受けるための要件

宅建業の免許の申請はだれでも自由にできますが、宅建業法に規定する要件に適合しなければ免許されません。そこで、ここでは免許申請者と免許の基準について説明します。

(1) 免許申請者

宅建業の免許申請は、個人又は法人のいずれでもできますが、特に、法人の場合は、商業登記簿に宅建業を営む旨の事項が定められていることが必要です。この事項の定めのない場合は、免許申請をする者にあたらないこととなります。

また、申請者の商号又は名称が法律によって使用を禁止されているものにあたる場合は、その商号等を用いて申請しても免許されないため、あらかじめ十分な調査が必要です。

商号として不適当なものは、

- ① 法令上、その名称の使用が禁止されているもの。
- ② 地方公共団体または公的機関の名称とまぎらわしいもの。
- ③ 指定流通機構の名称とまぎらわしいもの。
- ④ 変体がな及び図形または符号等で判読しにくいもの。

なお、新たに宅建業の免許申請をするにあたり、県内の同一商号・名称等を使用する業者の確認については、建築安全推進課総務宅建係にお問い合わせください。

(2) 免許の基準

宅建業の免許を受けるには、一定の要件があります。次の表に掲げる「欠格要件」に該当する場合は、免許の申請をしても拒否されます。

免許を受けた後も、この欠格要件に該当することとなった場合には、その免許は取り消されることになります。欠格要件に該当していないか十分調査してから申請してください。

区分	主たる欠格要件	条 項 (法第5条 第1項)	申請者		役員	法定代理人 及びその役員	政令で定める 使用人
			法人	個人			
5年間免許を受けられない場合	免許不正取得、情状が特に重い不正不当行為又は業務停止処分違反をして免許を取り消された場合	第2号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
	免許不正取得、情状が特に重い不正不当行為又は業務停止処分違反をした疑いがあるとして聴聞の公示をされた後、廃業等の届出を行った場合	第3号、第4号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
	禁錮以上の刑に処せられた場合 (注)⑤	第5号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
	宅建業法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)もしくは第247条(背任)の罪もしくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられた場合(注)⑤	第6号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
	宅建業に関し不正又は著しく不当な行為をした場合	第8号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
その他	心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者又は破産者で復権を得ない者	第1号、第10号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員(以下暴力団員等)でなくなった日から五年を経過しない者	第7号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
	宅建業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある場合	第9号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
	暴力団員等が事業活動を支配する場合	第14号	×	×	—	—	—
	事務所に専任の宅地建物取引士を設置していない場合	第15号	×	×	—	—	—

[注] ①×印は免許を受けられない場合である。

②「役員」には、役名のいかんにかかわらず法人に対し業務を執行する権限を有するものを含む。

③「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の親権者又は後見人をいう。

④「政令使用人」とは、事務所の代表者で契約締結権限を有する者をいう。

⑤ 執行猶予がついた場合、その期間中は欠格となるが、執行猶予期間が満了して刑の効力が失われた場合には、その翌日から欠格要件には該当しない。

⑥「宅地建物取引士」の欠格要件については、法第18条に別途規定されている。

また、免許申請書又はその添付書類の中に、重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは記載が欠けている場合も同様です。

基本的事項と説明については次のとおりです。

① 事務所

継続的に業務を行うことができる施設で、かつ他業者や個人の生活部分からの独立性が保たれる必要があります。

例＝テント張り、ホテル、又は一部屋を共同で使用している場合は認められません。

ただし、独立性が保たれている（固定式のパーテーション等により仕切られ、原則として他の事務所部分を通らずに当該事務所に直接入れること）ときに限り認められます。

法人にあっては、商業登記簿上の本店が主たる事務所となります。

事務所の所在が免許権者を定める要素となっており、宅建業免許制度において事務所は重要な意味をもっています。

宅地建物取引業法第3条第1項において事務所とは「本店、支店その他政令で定めるものをいう。」と規定し、その明確化を図っています。政令では次の二つを業法上の事務所として定めています。

1. 本店又は支店

本店又は支店として商業登記簿謄本に登記されたもの

*本店で宅地建物取引業を行わなくても、支店で宅地建物取引業を営むと、本店も宅地建物取引業の「事務所」となります。本店は支店における宅建業について何らかの中核管理的な統括機能を果たしているためです。本店にも専任の宅地建物取引士の設置・営業保証金の供託等、宅建業の事務所要件に該当することが必要となります。

*支店の登記があっても、この支店において宅地建物取引業を行わない場合は、「事務所」としては扱いません。

*農業協同組合、生活協同組合等の場合（商法4条1項に規定された「商人」以外の者）は、法人登記簿謄本に登記された主たる事務所、従たる事務所が宅建業法にいう事務所となります。

2. 前記1の本店または支店のほか、「継続的に業務を行うことができる施設を有する場所」で宅地建物取引業に係る契約を締結する権限を有する使用人（政令第2条の2で定める使用人）を置くもの

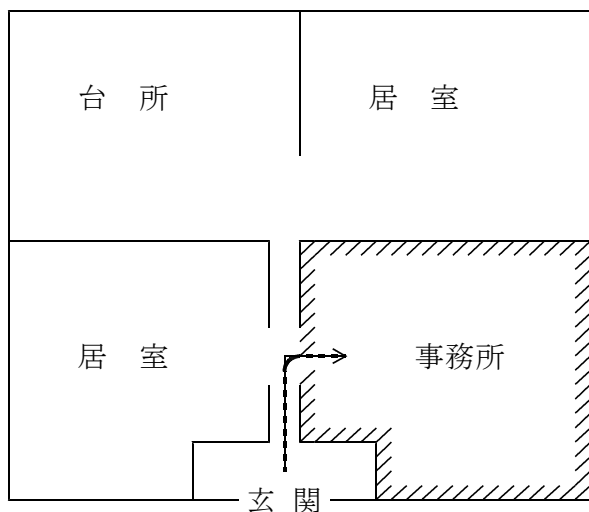
このような場所は、実体上は支店に類似するものといえるので、支店としての名称を付していなくても、従たる事務所として取り扱われます。

例：○○営業所、○○店、○○出張所、○○事務所 等

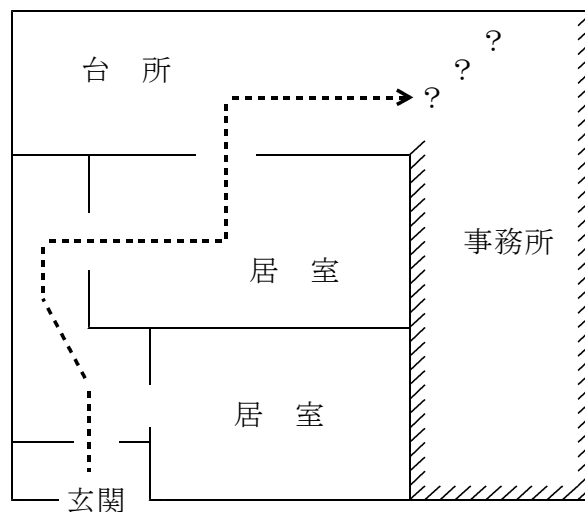
「継続的に業務を行うことができる施設を有する場所」とは、物理的にも社会通念上事務所と認識される程度の形態を備えていることが必要と考えられ、テント張りの案内所など、移動容易な施設等は事務所としては認められません。

住宅の一部を事務所とされる場合の例

(可)



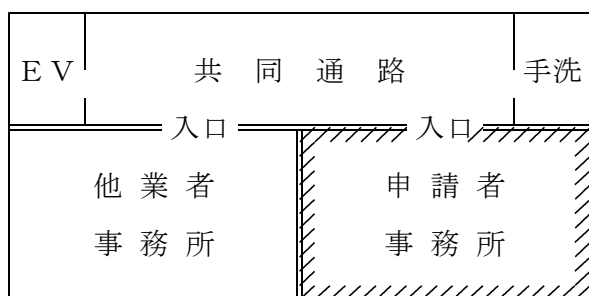
(不可)



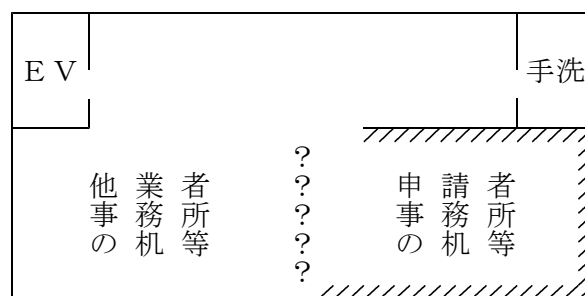
- ① 玄関部分から事務所に他の部屋を通らずに行けるか。
- ② 生活部分と壁などで明確に区切られ、事務所部分と生活部分が容易に行き来できないようになっているか。
- ③ 事務所としての形態が整えられ、かつ事務所としてのみ使用しているか。等

同一の部屋(フロー)に他業者と同居される場合の例

(可)



(不可)



- ① 入口部分から申請者事務所に他の事務所を通らずに行けるか。
- ② 他業者と固定式のパーテーションなどで明確に区切られているか。
- ③ 事務所としての形態が整えられ、かつ事務所としてのみ使用しているか。等

※ 申請時点での、カラー写真〔業者票と報酬額規定表（更新の場合のみ）・建物全体（全景外部）・建物入口・事務所入口・建物入口から事務所入口までの経路・事務所内部全面〕、及び間取り図が必要です（37～39ページを必ずご覧ください）。

※ 更新申請の場合で、前回申請時と事務所の場所や形態が不変であっても、必ず今回更新申請時から6ヶ月以内に撮影した写真を添付してください。前回申請時に提出されたものと同じ写真、もしくは同一時期に撮影されたと客観的に判断される場合は再提出を求めます。

② 代表者

事務所に「常駐」し、代表権行使のできる者をいいます。

法人にあっては、申請者の代表取締役が事務所に常駐できなければ政令第2条の2で定める使用人を置く必要があります。

③ 政令第2条の2で定める使用人（以下「政令で定める使用人」という。）

単なる社員や従業員のことではなく、代表者からの委任を受け、宅建業法上の事務所の代表として契約締結権限等を有する者をいいます。

また、契約締結権限等を有する者とは、例えば支店での支配人や支店長に相当するような者であり、このような者が常時勤務することが要件となります。

以下の表は、宅地建物取引業の免許を受けるにあたり、「政令で定める使用人」の設置が必須となるのか、任意でよいのか等の例です。

申請者の勤務形態			「政令で定める使用人」の設置
本 店	個 人	代表者が常駐する	任意
		代表者が常駐しない	※1
	人	代表者が他の法人の役員等を兼務	勤務形態により免許不可の場合有
店	法 人	申請者である代表取締役が常駐する	任意
		申請者である代表取締役が常駐しない	必須
	人	申請者である代表取締役が他の法人の役員等を兼務	勤務形態により必須となる場合がある
従 た る 事 務 所	個 人	代表者が本店常駐 かつ 専任の宅地建物取引士等従業員のみ常駐	必須
	法 人	申請者である代表取締役が常駐する	任意 ※2
		申請者以外の代表取締役が常駐する	必須 ※3
		専任の宅地建物取引士等従業員のみが常駐する	必須

※1 免許そのものができません。

（代表者が従たる事務所に常駐する場合は、本店に「政令で定める使用人」を設置すれば免許できます。）

※2 ただし、本店に「政令で定める使用人」を設置する必要があります。

※3 申請者以外の代表取締役は、同等の権限を有しますが、宅地建物取引業法上、従たる事務所に常勤する場合には「政令で定める使用人」として設置します。

（注）勤務形態を判断するため、事情を伺ったり、書面を求める場合があります。

④ 専任の宅地建物取引士

「宅地建物取引士」とは、資格試験に合格し、かつ2年以上の実務経験があり（又は実務講習を終了し）、その資格を登録後、宅地建物取引士証の交付を受けた者をいいます。

宅建業法は業免許取得に際し「宅地建物取引士」のうちから、一つの事務所にいて従事者（代表者を含む）5名に対して1名以上の割合で「専任」として設置することを義務づけています。また、法50条第2項での案内所等には1名以上の設置が必要です。

「専任の宅地建物取引士」には「常勤性」と「専従性」が要求されますので、

- ◆ 社会通念上考えられる営業時間に、宅地建物取引業者の事務所に勤務することができない場合（他の法人の常勤役員を兼ねる、他の個人業を営んで常勤する、会社員や公務員など他の職業に従事する等）
- ◆ 通常の方法では通勤できないような場所に住んでいる場合

などは「専任」とはみなされません。

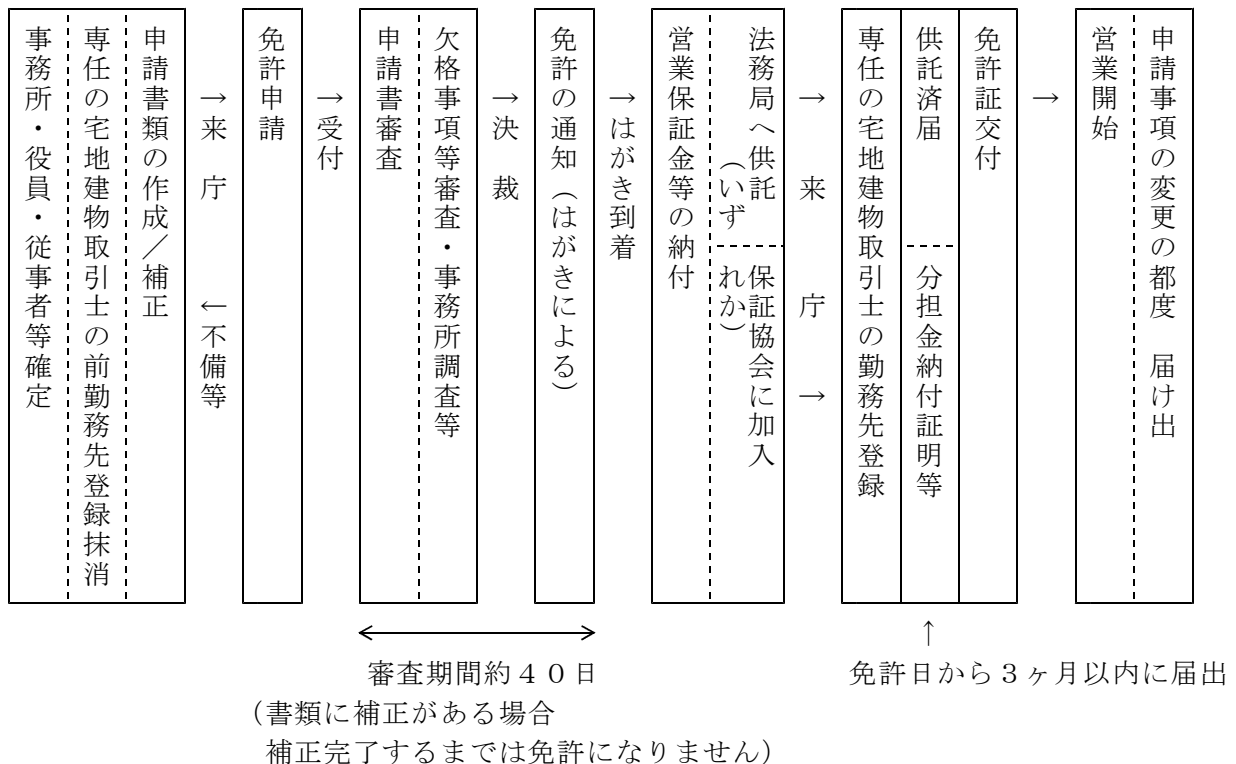
なお、勤務形態を判断するため、事情を伺ったり、書面を求める場合があります。「専任」として適格かどうか不明な点のある方は、事前にご相談されることをお勧めします。

新規免許申請の際、専任の宅地建物取引士は、「宅地建物取引士資格登録簿」に勤務先が登録されていない状態であることが必要です。前の勤務先が登録されたままの方は、「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を提出し、前の勤務先を削除する手続きが必要です。奈良県登録以外の方は、登録している都道府県で手続きを済ませ、受付された申請書の控え又は写しをお持ちください。

2 免許申請の手続きについて

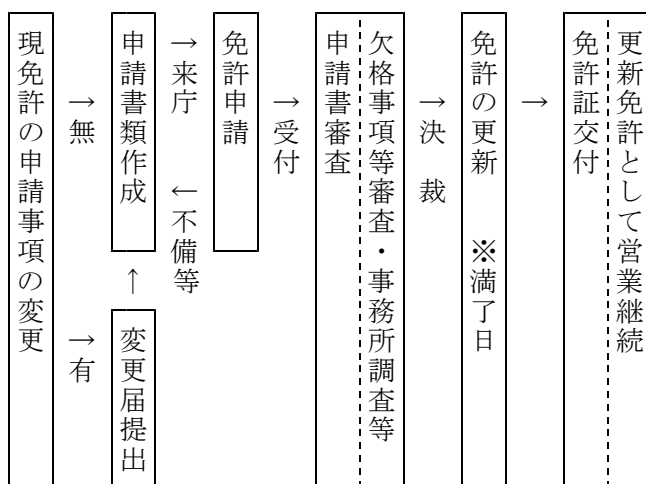
1 免許申請手続き

新規申請の場合



※ 免許になりましたら当方よりご連絡します。免許の予定日についてのお問い合わせはご遠慮願います。

更新申請の場合



※免許の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に更新の免許申請手続きを完了しなければなりません。

※届出事項に変更が生じた場合は、その日から30日以内に変更届を提出しなければなりません。

※大臣免許申請は、新規・更新ともに申請書受付後、国土交通省近畿地方整備局へ書類を送付し決定を待ちますので、審査期間がさらに長くなります。

※免許申請書類作成は13ページ以降を、変更届出書類作成は43ページ以降をそれぞれ参照してください。

※審査の結果免許が拒否されることがあります。

2 新規免許通知後の手続き

(1) 専任の宅地建物取引士の勤務先登録

宅地建物取引士資格のある者は、全て「資格登録簿」に登録されており、勤務先についても宅地建物取引業に従事していれば登録することになっています。

新規免許申請に際して、専任の宅地建物取引士は前勤務先登録を抹消し、宅地建物取引業としては無職の状態の登録になっていますので、免許の通知後、業者名及び免許番号を「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」で登録している都道府県知事に届け出なければなりません。

① 奈良県登録の方は免許申請と同じ受付窓口へ届け出てください。

② 奈良県以外の登録の方は、登録している都道府県に申請書を提出した後、受付済の副本の写しをご持参ください。

※ 一般の宅地建物取引士も同様に就退職・出向などの場合、勤務先の登録変更が必要です。

(2) 営業保証金の供託又は保証協会への加入

営業を開始するためには、免許の通知後、次のいずれかの手続きを行ない、免許日から3ヶ月以内に所定の届け出をして、免許証を受領しなければなりません。この手続きをせずに期日を経過すると免許取り消しの対象となります。また、手続きをせずに営業された場合は、刑罰に処せられることがありますのでご注意ください。

① 営業保証金を供託する場合

免許の通知後、本店（主たる事務所）の所在地を管轄する供託所に法定の営業保証金を供託した後、供託書の原本及び写し1通と「営業保証金供託済届出書」（正副各1通）に必要事項を記入し、申請書に押印した代表者の印鑑を押印して提出してください。

なお、供託の際に必要なものは、供託物（現金又は法令で定める有価証券）・印鑑（免許申請書に押印した代表者の印鑑）・免許通知のはがき等ですが、供託手続きの詳細については下記の各供託所にお問い合わせください。

法定営業保証金額	
本店(主たる事務所) 1,000万円	従たる事務所(支店等) 1店舗につき500万円

供託所一覧		
奈良地方法務局	奈良市高畑町552(奈良第2地方合同庁舎内)	0742-23-5534
〃 葛城支局	大和高田市西町1-63	0745-52-4941
〃 桜井支局	桜井市粟殿461-2	0744-42-2896
〃 五條支局	五條市新町3丁目3-2	0747-22-2484

※ 橿原出張所では、供託はできません。

② 宅地建物取引業保証協会に加入する場合

「保証協会」は国土交通大臣から指定を受けた公益法人で、宅地建物取引業に関して、苦情の解決、従事者に対する研修、取引により生じた債権の弁済・債務の保証等を業務としており、現在、2つの団体が指定されています。

「保証協会」に加入し、弁済業務保証金分担金を納付すれば前記①の営業保証金を供託する必要はありません。

なお、「保証協会」には、いずれか一方の団体にしか加入できません。また、それぞれの協会が実施する申請者講習や事務所調査等の入会審査を受けなければなりませんので、加入を希望される方は、免許申請後できるだけ早く審査日程や諸費用を各協会にお問い合わせください。

入会の申し込みは、免許申請受付後であれば随時可能ですが、入会審査等に時間を要する場合があります。

弁 済 業 務 保 証 金 分 担 金 額			
本店(主たる事務所)	60万円	従たる事務所(支店等)	1店舗につき30万円

宅 地 建 物 取 引 業 保 証 協 会	
(公社) 全国宅地建物取引業保証協会	(公社) 不動産保証協会
奈良本部 奈良市大安寺6丁目20-3 奈良県宅建会館 0742-61-4528	奈良県本部 奈良市杉ヶ町32-2 大谷第五ビル 0742-20-7788
加入された方は、「弁済業務保証金分担金納付書」の写し1通を持参してください。	加入された方は、「弁済業務保証金分担金納付証明書」の原本を持参してください。

※ 前記(1)(2)の他、免許証受領時に必要な物は、「受領印」(免許申請書に押印した印鑑、または事前に押印した免許証受領証)と「通知のはがき」です。

(3) 標識の掲示など

免許取得後、営業を行うにあたっては、以下のことが義務づけられています。

- | | | |
|---|---|---------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (ア) 従業者証明書の交付・携帯・提示 (イ) 従業者名簿の整備・保存・閲覧 (ウ) 業務に関する帳簿の整備・保存 (エ) 宅地建物取引業者である旨の標識 (業者票・報酬額表) の掲示 (オ) 宅地建物取引士証の携帯・提示 | } | など(74ページ以降参照) |
|---|---|---------------|

いずれの場合も、怠ったり内容に虚偽があった場合は、行政処分や行政指導を受けることがありますので、ご注意ください。

3 更新免許申請の注意事項

宅地建物取引業の免許の有効期間は5年間で、この期間満了の翌日に免許の効力は失効します。期間満了後も継続して宅地建物取引業を営業するためには、満了日の90日前から30日前までの間に更新の申請手続きを済ませなければなりません。

営業繁忙や逆に取引実績がほとんどないなどの理由で申請をされずに期間満了した場合は、自動的に免許は失効し、後日申請されても免許の復活は一切できません。期間満了後の申請は、新規申請の扱いとなり、免許番号が変わり、供託についても新たな供託物が必要となります。なお、期限切れのままでの営業は、無免許営業となり、刑罰の対象となります。

更新申請手続きに際しては、新規申請と概ね同様ですが、特に以下の点に注意してください。

- ① 現免許期間中に事務所・代表者・役員・政令使用人・専任の宅地建物取引士・従事者等に関し、変更があった場合、漏れなく届け出がなされているか。
- ② 宅地建物取引士の資格登録に関し、変更があった場合、その都度、届け出がなされているか。（専任以外での免許期間途中の就退職や転居も含む）
- ③ 各宅地建物取引士の宅地建物取引士証の有効期限が満了していないか。
- ④ 事務所を使用する権原（所有権や賃貸借契約等）に変更はないか。
- ⑤ 営業保証金が、法定額のとおり供託されているか。
- ⑥ 代表者・役員・政令使用人・専任の宅地建物取引士などに関し、現免許期間中に宅地建物取引業法第5条第1項各号または同法第18条第1項各号が規定する「欠格要件」に該当するに至っている者はいないか。

※上記の項目について不明な点については、お問い合わせください。

3 免許申請書の作成について

1 全般的な注意事項

- (1) 15ページの表に従い、書類を準備してください。

書類は、記入する書類（法定様式）と集める書類（添付する書類）とに大別されます。

法定様式については、(公社)奈良県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会奈良県本部にて配布しています。建築安全推進課のホームページからダウンロードも可能です。

(ホームページアドレスは、<http://www.pref.nara.jp/3741.htm>)

- (2) 各様式ごとの記入例と説明については、16ページ以降を参照してください。

共通した注意事項については以下のとおりです。

- ① 様式内の「※」の欄は記入不要です。
- ② 黒色のボールペンで記入してください（消せるボールペンや鉛筆での記入は不可）
誤記入の場合、その箇所を二重線で消し余白に正しく記入し、訂正印を押してください。
- ③ 申請者の印鑑については、意思確認の一助としますので、極力印鑑登録されたものをご使用ください。また、今後の各種届出にも原則的に同じ印鑑を求めます。
なお、略歴書等、個人が作成する添付書類については、個人の認印でかまいません。
ただし、個人申請の代表者は、略歴書にも申請書第一面と同じ印鑑を使用してください。
- ④ 法人申請での商号・代表者氏名は、商業登記簿の記載と同一の文字で記入してください。

⑤ 記入例

(注1) 役名コード	01	(注2) 登録番号	29	1300
(注3) フリガナ	ナラ	サクラコ		
氏名	奈良	桜子		
(注4) 生年月日	H	07	年	11
			月	05
				日

(注1) 「役名コード」欄は、法人申請のみ記入。(番号は15ページ下を参照)

(注2) 「登録番号」欄は、従事者か、否かにかかわらず宅地建物取引士登録をしている方は必ず記入。例は、登録番号が奈良県登録第8765号の方の場合「29」は奈良県コード(68ページ参照) 登録番号(右詰め)最後の欄は記入不要

(注3) 「フリガナ」欄は、カタカナで左詰めで記入し、濁点・半濁点は1文字として記入。

(注4) 「生年月日」欄の最初の欄は年号の略。

明治	大正	昭和	平成	令和
=M	=T	=S	=H	=R

- (3) 申請手数料等については、20ページを参照してください。
- (4) 添付書類中、官公庁が発行する証明書類等は、発行日から3ヶ月以内のものに限ります。
- (5) 専任の宅地建物取引士については、登録事項(氏名・本籍・住所・従事する業者名及び免許番号等)に変更が生じていれば、事前に手続きを済ませておいてください。また、免許予定日以降も宅地建物取引士証の有効期間が残っているか確認してください。

(6) 申請書類の提出部数

奈良県知事免許申請・・・正本1部・副本1部
(副本は、受付後に申請者の控えとしてお返しします。)
国土交通大臣免許申請・・・正本1部・副本2部
(副本2部のうち1部は申請者の控えです。)

* 副本については、正本の写しでも可ですが、印鑑は副本にも押印して下さい。

(7) その他

- ① 申請書は次ページの表の順序に、正・副別にそろえて綴じないで提出してください。
- ② 審査にあたり、必要に応じ次ページの表以外にも書類の提出を求める場合があります。また、申請内容を確認するため、事務所調査をする場合がありますので、必ず日中連絡が可能な電話番号を記入してください。
- ③ 免許番号は、システムによる受付順での自動割り当てとなっていますので、免許番号の指定や変更は一切できません。

2 免許申請に必要な書類

書類は必ずこの順にならべて、綴じないで提出してください。

順番	書類の名称	新規申請		更新申請		記載例 ページ
		個人	法人	個人	法人	
1★	免許申請書（第一面～第五面）	○	○	○	○	16～
2★	宅地建物取引業経歴書（添付書類(1)） （第一面） （第二面）	○	○	○	○	21～
3★	誓約書（添付書類(2)）	○	○	○	○	23
4★	専任の宅地建物取引士設置証明書（添付書類(3)）	○	○	○	○	24
5	専任の宅地建物取引士の有効な宅地建物取引士証（表・裏の写し）	○	○	○	○	25
6★	相談役及び顧問 100分の5以上の株主又は出資者（添付書類(4)） （第一面） （第二面）	×	○	×	○	27～
7★	事務所を使用する権原に関する書面（添付書類(5)）	○	○	○	○	29
8★	略歴書（添付書類(6)）	○	○	○	○	30
9★	資産に関する調書（添付書類(7)）	○	×	○	×	31
10★	宅地建物取引業に従事する者の名簿（添付書類(8)）	○	○	○	○	32
11	<u>（※）身分証明書《本籍地の市区町村役場》</u>	○	○	○	○	33
12	<u>（※）登記されていないことの証明書等</u> <u>《東京法務局又は地方法務局》</u>	○	○	○	○	33
13	<u>申請者の住民票《市区町村役場》</u>	○	×	○	×	33
14	貸借対照表及び損益計算書	×	○	×	○	34
15	<u>法人税、所得税の納税証明書(その1)《管轄の税務署》</u>	○	○	○	○	34
16	<u>法人の登記簿謄本《管轄の地方法務局》</u>	×	○	×	○	35
17	事務所付近の地図	○	○	○	○	36
18	事務所の写真	○	○	○	○	37～
19	平面図等	○	○	○	○	39

(注1)★印表記のものは、指定様式で、(公社)奈良県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会奈良県本部にて配布しています。また、建築安全推進課ホームページからダウンロードができます（ホームページアドレスは、<http://www.pref.nara.jp/3741.htm>）。

(注2)下線を引いたものは、官公庁発行の証明書等です。《 》内は発行官公庁を示します。

(注3)更新申請時の免許証の受取について、郵送を希望される場合は、封筒(角形2号)に、事務所のあて先を記入の上、460円分の切手を貼って、申請時に提出してください。

(注4) （※）印の書類については、詳しくは33ページを必ず参照してください。

3 様式別の記載例と注意事項

とじ順 1

別記
様式第一号(第一条関係)

(A4)
1110

免許申請書 (第一面)

宅地建物取引業法第4条第1項の規定により、同法第3条第1項の免許を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~ 殿
奈良県 知事

申請者 商号又は名称
郵便番号 ()
主たる事務所の
所在地
氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 () -
ファクシミリ番号 () -

受付番号 受付年月日 申請時の免許証番号
都道府県コード (有効期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)

免許の種類
1. 新規
2. 免許換え新規
3. 更新

免許換え後の
免許種別
免許権者コード

国土交通大臣 () 第 号
知事
免許年月日 年 月 日
有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

項番 ①商号又は名称 → 上段より左詰めで記入 濁点・半濁点は一文字とする

フリガナ
商号又は名称

法人・個人の別
1. 法人
2. 個人

項番 ②代表者又は個人に関する事項

役名コード
フリガナ
氏名
生年月日

登録番号
都道府県コード
右詰めで記入

姓と名の間一文字あける

左詰め記入濁点・半濁点は一文字とする

③宅地建物取引業以外に行っている事業
④所属している不動産業関係業界団体がある場合
にはその名称

兼業コード
所属団体コード

◎資本金(千円)
億 千万 百万 十万 万 千

加入: 年 月 日

◎ビル名、室番号なども記入

◎更新・免許換え申請のみ記入
・新規申請は記入不要
・最初の2桁は都道府県コード
奈良県=29
国土交通大臣=00
(71ページ参照)
・()内は免許の回数
・後の4桁は免許番号(右詰)

◎法人は商業登記簿のとおり「、」「・」等も明確に

◎次ページの「役名コード」参照
・法人で複数代表制(代表取締役が2名以上)の場合は、申請人である代表者を記入。他の代表者は第二面に記入。

◎14ページ⑤記入例を参照

◎下表の「兼業コード」参照
・業種名も併せて記入

◎下表の「所属団体コード」参照
・新規申請は記入不要
・団体名、加入日も記入
宅建協会=04
全日本不動産協会=05

◎法人の場合のみ右詰めで記入

[兼業コード]

01 農 業	05 建 設 業	09 卸売・小売業、飲食店	13 サービス業
02 林 業	06 製 造 業	10 金融・保険業	14 そ の 他
03 漁 業	07 電気・ガス・熱供給・水道業	11 不動産賃貸業	50 兼業なし
04 鉱 業	08 運輸・通信業	12 不動産管理業	

[所属団体コード]

01 (一社)マンション管理業協会	10 (一社)不動産協会	50 所属団体なし
04 (公社)全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	11 (一社)不動産流通経営協会	
05 (公社)全日本不動産協会	12 その他の不動産業関係団体	
09 (一社)日本ビルディング協会連合会の会員である各協会	13 (一社)全国住宅産業協会又はその会員である各協会	

◎ この第二面は申請者が法人の場合のみ記入（個人申請の場合は不要）

1枚に書ききれない場合は、同じ様式により追加記入し、当該面の次に添付。

◎ 第一面で項番12に代表者として記入した者については、記入しない。

株式会社を例にすると、第一面で記入した以外の01代表取締役、02取締役、03監査役について記入。

※代表者以外に役員がいない場合は第二面の右上に「該当なし」と記入して提出。

◎ 記入方法については14ページ⑤及び前ページを参照

◎ 下表の「役名コード」を参照

◎ 宅地建物取引士登録をしている方は必ず記入

(第二面)

1 | 2 | 0

受付番号 () 申請時の免許証番号 右詰め

都道府県コード*

姓と名の間一文字あける

項番 ◎役員に関する事項 (法人の場合)

21	役名コード	<input type="text"/>	登録番号	<input type="text"/>	都道府県コード*	<input type="text"/>	右詰め	記入不要	確認欄
	フリガナ	<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>			<input type="checkbox"/>
	氏名	<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>			
	生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日		

21	役名コード	<input type="text"/>	登録番号	<input type="text"/>					確認欄
	フリガナ	<input type="text"/>		<input type="text"/>					<input type="checkbox"/>
	氏名	<input type="text"/>		<input type="text"/>					
	生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日		

21	役名コード	<input type="text"/>	登録番号	<input type="text"/>					確認欄
	フリガナ	<input type="text"/>		<input type="text"/>					<input type="checkbox"/>
	氏名	<input type="text"/>		<input type="text"/>					
	生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日		

21	役名コード	<input type="text"/>	登録番号	<input type="text"/>					確認欄
	フリガナ	<input type="text"/>		<input type="text"/>					<input type="checkbox"/>
	氏名	<input type="text"/>		<input type="text"/>					
	生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日		

21	役名コード	<input type="text"/>	登録番号	<input type="text"/>					確認欄
	フリガナ	<input type="text"/>		<input type="text"/>					<input type="checkbox"/>
	氏名	<input type="text"/>		<input type="text"/>					
	生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日		

[役名コード]

01	代表取締役 (株式会社・有限会社)	06	無限責任社員 (合資会社)	11	相談役
02	取締役 (株式会社・有限会社)	07	理事	12	顧問
03	監査役 (株式会社・有限会社)	08	監事	13	代表執行役 (株式会社)
04	代表社員 (合名会社)	09	その他	14	執行役 (株式会社)
05	社員 (合名会社)	10	商法188-2-9での共同代表		

- ・代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
- ・協同組合等の代表理事の場合には、「01」を記入すること。

(第三面)

1	3	0
---	---	---

受付番号

--	--	--	--	--	--

申請時の免許証番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 ()

項番

3 0	事務所の別	1. 主たる事務所	2. 従たる事務所	事務所コード		
事務所の名称						

◎事務所に関する事項

3 1

郵便番号			
所在地市町村コード		都道府県	市市区
区町村			
所在地			
電話番号			
従事する者の数			

確認欄

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

3 2

登録番号			
フリガナ			
氏名			
生年月日		年	月

確認欄

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

4 1

登録番号			
フリガナ			
氏名			
生年月日		年	月

確認欄

4 1

登録番号			
フリガナ			
氏名			
生年月日		年	月

確認欄

4 1

登録番号			
フリガナ			
氏名			
生年月日		年	月

確認欄

◎ この第三面は事務所ごとに記入

◎ 商号、名称を記入せず、本店の場合は「本店」のみ、従たる事務所の場合は「〇〇店」等と記入。

なお、従たる事務所について支店登記がされていない場合は、「〇〇支店」の名称が使用できませんので「〇〇営業所」又は「〇〇店」等の名称にしてください。

◎ 市区町村までは上段に記入（法人の場合は、商業登記簿謄本のとおり記入）

◎ 市外局番・市内局番・番号をそれぞれ「-」（ハイフン）で区切り左詰めで記入

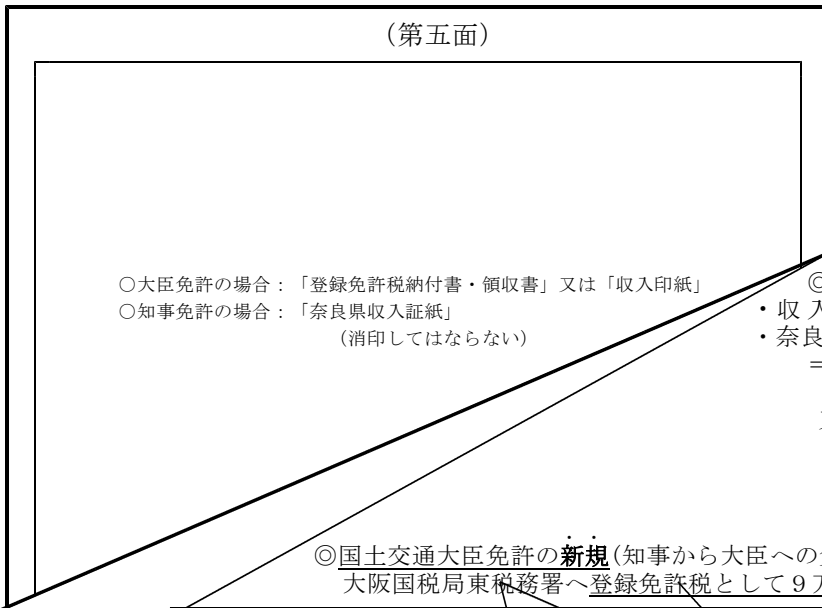
◎ 24ページと32ページの「従事する者の数」と一致させる

◎ 第一面、項番 2 (16ページ) で記入した方が事務所の代表者のときは記入不要
ただし、代表者が事務所に常駐勤務できないなどの場合は、設置（記入）が必要（8ページに説明あり）。

◎ 当該事務所に設置されている専任の宅地建物取引士が4名以上であり、第三面に記載しきれない場合は、第四面を使用することとし、第三面の次に添付

専任の宅地建物取引士の「専任性」については次のページを参照

※ 「政令第2条の2で定める使用人」とは事務所の代表者で契約締結権限を有する者で、単なる社員、従業員のことはありません。
また、契約締結権限を有する使用人というのは、いわば、支店における支店長または、支配人に相当するような者であり、このような者が常時勤務することが要件となっています。
なお（法人ではなく）個人として免許申請する場合、主たる事務所又は従たる事務所いずれかの代表者が必ず本人であることが必要です。
（8ページの③も必ずご覧ください）



- ◎ 国土交通大臣免許**更新**の場合
収入**印紙** 3万3千円
(消印無効)
- ◎ 奈良県知事免許〔新規・更新〕
(他府県知事からの免許換えを含む)
奈良県収入**証紙** 3万3千円
(消印無効)
- ◎ 販売場所
 - ・収入**印紙**＝銀行又は郵便局など
 - ・奈良県収入**証紙**
＝県庁本庁舎1階「総務厚生センター西執務室」(8:45～17時)
又は南都銀行 本・支店 (9～15時)
一部で取り扱いのない支店がありますので
事前に当該支店にお問い合わせください。

税目番号
221 登録免許税

取納金 国税監理資金	(納付書) 年度 00	税目番号 221	税務署名 東 税務署	税務署番号 000003101	整理番号
国庫金	税目番号は領収証書の裏面参照	本税		¥90000	納期等の区分 年 月 日
税務署整理欄		重加算税			
		加算税			
住所(所在地) 奈良県奈良市登大路町00	住子税	延滞税			上記の合計額を領収しました スタンプ
氏名(法人名) 株式会社 〇〇不動産 様(御中)	合計額	¥90000			

※ この用紙は、自動読み取り機械 (OCR) に使用する用紙です。
上欄の東税務署及び税務署番号が印字されていないものは、納付先の銀行又は郵便局で自動読み取り機械を通さない旨を伝えてください。

区分	登録免許税 (9万円)	手数料 (3万3千円)	
		収入印紙	都道府県証紙
大臣免許申請	新規	○	—
	免許換え (知事→大臣)	○	—
	更新	—	○
知事免許申請	新規	—	○
	免許換え (大臣→知事 他都道府県→自県)	—	○ (奈良県への転入の場合は 奈良県収入証紙)
	更新	—	○

様式第二号（第一条の二関係）

(A4)

添付書類(1)

(第一面)

宅地建物取引業経歴書

◎ 事業の沿革

- ・新規－「新規」と記入
- ・更新－最初の免許年月日と免許権者(奈良県知事の場合は「奈良県知事免許」)を記入

- ・新規－記入不要
- ・更新－商号変更、法人の合併等があった場合その年月日とその旨を記入

◎ 事業の実績

① 「期間」の欄は

- ・新規－記入不要
- ・更新－申請直前5年間の事業年度ごとに記入

法人・・・定款に定めている事業年度を1期とする。
(決算日変更のため5年間で6期以上存在する場合でも、同じ様式をもう一枚追加して6期以降分もご記入ください。)
個人・・・1月1日～12月31日までを1年間とする。

(注意) 直近1年間の期間は、34ページのとじ順14「貸借対照表及び損益計算書」及びとじ順15「法人税又は所得税の納税証明書」の期間と必ず一致させてください。

1. 事業の沿革

最初の免許	組 織 変 更					
〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
奈良県知事免許	商号変更 (株)〇〇不動産					

2. 事業の実績

イ. 代理又は媒介の実績

期 間	〇〇年〇月〇日から 〇〇年〇月〇日まで の1年間		〇〇年〇月〇日から 〇〇年〇月〇日まで の1年間		〇〇年〇月〇日から 〇〇年〇月〇日まで の1年間		〇〇年〇月〇日から 〇〇年〇月〇日まで の1年間		〇〇年〇月〇日から 〇〇年〇月〇日まで の1年間		
	種類		種類		種類		種類		種類		
内 容	売買・		売買・		売買・		売買・		売買・		
	交換	賃借	交換	賃借	交換	賃借	交換	賃借	交換	賃借	
宅 地	件 数	10	5	5	10	5					
	価 額 (千円)	500,000	150,000	200,000	500,000	150,000					
	手数料	15,000	4,500	6,000	15,000	4,500					
建 物	件 数	30	20	20	30	20					
	価 額 (千円)										
	手数料	4,500	2,400	3,000	4,500	2,400					
建 宅 地 及 び 物 び	件 数	5	8	10	5	8					
	価 額 (千円)	400,000	600,000	600,000	400,000	600,000					
	手数料	12,000	18,000	18,000	12,000	18,000					
合 計	件 数	15	30	13	20	15	20	15	30	13	20
	価 額 (千円)	900,000	750,000	800,000	900,000	750,000					
	手数料	27,000	4,500	22,500	2,400	24,000	3,000	27,000	4,500	22,500	2,400

- ② 「価額」及び「手数料」は消費税を含んだ額を千円単位で記入(千円未満は切り捨て)
- ③ 「宅地及び建物」の欄は、いわゆる土地付き住宅について記入
- ④ 「イ.代理又は媒介」(このページ)と、「ロ.売買・交換」(第二面、次ページ)とに分けて記入

(第二面)

ロ. 売買・交換の実績

種類		期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで の1年間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで の1年間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで の1年間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで の1年間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで の1年間
		件数	8	6	15	8	6
売却	宅地	価額 (千円)	600,000	500,000	1,200,000	600,000	500,000
		建物					
	建宅 地 及 物び	件数	7	9	11	7	9
		価額 (千円)	700,000	1,100,000	1,200,000	700,000	1,100,000
	合計	件数	15	15	26	15	15
		価額 (千円)	1,300,000	1,600,000	2,400,000	1,300,000	1,600,000
購入	宅地	件数	10	5	20	10	5
		価額 (千円)	500,000	300,000	900,000	500,000	300,000
	建物	件数					
		価額 (千円)					
	建宅 地 及 物び	件数	10	10	10	10	10
		価額 (千円)	700,000	600,000	600,000	700,000	600,000
合計	件数	20	15	30	20	15	
	価額 (千円)	1,200,000	900,000	1,500,000	1,200,000	900,000	
交換	宅地	件数					
		価額 (千円)					
	建物	件数					
		価額 (千円)					
	建宅 地 及 物び	件数					
		価額 (千円)					
合計	件数						
	価額 (千円)						

備考

- 1 新規に免許を申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。
- 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号若しくは名称の変更について記入すること。
- 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。
- 4 「売買・交換」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入すること。

添 付 書 類 (2)

(A4)

誓 約 書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、
法定代理人及び法定代理人の役員は、法第5条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

商号又は名称 株式会社 〇〇不動産

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

〔 法定代理人
商号又は氏名
氏 名 印 〕

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~ 殿
奈良県 知事

大臣免許申請の場合は、この行の
取り消し線は不要です。

- ◎ この誓約書は、代表者が一括して誓約することとなり、申請書「第一面」（16ページ）に押印した印を使用してください。

〔 法人…代表取締役の印
個人…代表者の印 〕

- ◎ 宅地建物取引業法第5条については、5ページ及び72ページ以降を参照し、事前によく確認してください。

添付書類(3) (A4)
専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

地方整備局長
~~北海道開発局長~~ 殿
奈良県 知事

商号又は名称 株式会社 〇〇不動産

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇 印
(法人にあつては、代表者の氏名)

記

事務所の名称	所在地	専任の宅地建物取引士の数	宅地建物取引業に従事する者の数
本店	奈良市〇〇〇〇2-1-22	2名	7名
		名	名
		名	名
		名	名

専任の宅地建物取引士を含んだ数
添付書類(8)「宅地建物取引業に従事する者の名簿」
32ページと同じ人数

◎ この誓約書は、代表者が一括して誓約することとなり、申請書「第一面」(16ページ)に押印した印を使用してください。

〔 法人…代表取締役の印
個人…代表者の印

◎ 法第31条の3第1項については、74ページを参照

専任の宅地建物取引士の「有効な宅地建物取引士証(写)」

◎現に有効な「宅地建物取引士証」の写し(表・裏とも)を添付する。

宅地建物取引士証

氏 名 ○ ○ ○ ○ ○
(昭和○○年○○月○○日生)
住所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

登録番号(奈良)第 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号
登録年月日
○○年○○月○○日まで有効

奈良県知事 ○ ○ ○ ○ ○
交付年月日 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
発行番号 第 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号

知 事
公 印

顔 写 真

※ 宅地建物取引士の登録事項に変更がある場合は事前に右の「資格登録簿変更登録申請書」を提出する。

(詳細は次のページ参照)

なお、奈良県以外で登録している方は、当該都道府県に提出すること。

様式第七号(第十四条の七関係) (A4) 3 | 3 | 0

宅地建物取引士資格登録簿
変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

令和 年 月 日

奈良県知事殿 申請者氏名 印

生年月日 年 月 日

受付番号 記入不要 受付年月日 都道府県権コード* 右詰め
申請時の登録番号

項番 ◎申請者に関する事項

11 変更年月日 年 月 日

変更フリガナ

氏名 変更後 氏 名

変更フリガナ

変更前 氏 名 確認欄

12 変更年月日 年 月 日

郵便番号

住所 住所市区町村コード 都道府県 市町村 区町村

住所 変更後 住 所 左詰め

電話番号

変更前 住所 確認欄

13 変更年月日 年 月 日

本籍市区町村コード 都道府県 市町村 区町村

本籍 変更後 本 籍

変更前 本籍 確認欄

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14 変更年月日 年 月 日 左詰め

変更商号又は名称

勤務先 変更後 免許証番号 () 右詰め

変更年月日 年 月 日

変更商号又は名称

変更前 免許証番号 国土交通大臣知事 () 第 号 確認欄

<p>〔注意〕 宅地建物取引士に登録内容の変更が生じている場合</p> <p>① 有効期間内の宅地建物取引士証を有すると同時に、宅地建物取引士登録の内容も現在の事項に変更しておかなければなりません。</p> <p>② この手続きは、専任の宅地建物取引士だけでなく、一般の宅地建物取引士や、登録後、宅地建物取引士証の未交付の方、退職後宅地建物取引士証期限切れの方も同様です。</p> <p>③ 新規申請の場合は、申請時に専任の宅地建物取引士等について前勤務先退職の登録を行い、免許通知後に新勤務先登録をする必要があります。</p>	
提出書類	<p>「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」正本と副本各1部ずつ(前ページ参照)。用紙は奈良県建築安全推進課総務宅建係、(公社)奈良県宅地建物取引業協会本部及び各支部、(公社)全日本不動産協会奈良県本部で配布しています。また、奈良県建築安全推進課のホームページから様式のダウンロードも可能です(ホームページアドレスは、http://www.pref.nara.jp/3741.htm)。</p>
変更事項	添 付 書 類
氏 名 本 籍	<p>・変更事項の記載のある「戸籍抄本」 (日本国籍を有しない方は変更事項の記載のある「住民票抄本」)</p>
住 所	<p>・「住民票抄本」 なお、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という)の利用をご希望の場合は住民票抄本は不要ですのでその旨お申し出ください。住民票コードはわからなくてもかまいません。</p> <p>ただし、下記1～4に該当する方は、住基ネットで確認ができないため、それぞれ《 》内の書類の添付が必須となります。なお、★印のあるものは、<u>転居前後の住所記載があるものを提出して下さい</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本国籍を有しない方 →《★「住民票抄本」》 2 住基ネット不参加自治体の住民の方(又は過去に住民であった方) →《★「住民票抄本」》 3 受付日から5年以上前にした住所変更の手続きをされる方 →《★「住民票抄本」》 4 3に該当する方で、登録上の住所から複数回住所を変更し、変更の申請を行っていない方 →《受付日から5年以上前の変更内容がわかる<u>戸籍の附票</u>》 (住所変更のつながりを確認するために必要です) <p>・居所での登録も可能です。その場合は、郵便物又は居所を記した公共料金の領収書の原本と写し(原本は確認後返却します)を添付(上記1～4に該当する方は《 》内の書類も必要です)。</p> <p>・住居表示の変更の理由のみによる手続の場合、市区町村発行の「住居表示実施証明書」の添付のみで可</p> <p>・住民票抄本の提出にあたっては、マイナンバーの記載のないもの、発行日から3か月以内のもの、住所変更の履歴のあるものに限りします。</p>
勤務先	<p>・「退職」の場合は、「退職証明書」等その旨を証する書面を添付</p> <p>・「出向」の場合は、「出向辞令」又は「出向証明書」を添付(出向解除時と同じ)</p> <p>・「入社」の場合は、添付書類不要(入社後宅地建物取引業に従事しない場合は手続不要。 その後、部署異動等で宅地建物取引業に従事することになった場合は手続必要)</p> <p>・勤務先業者の「商号変更」「免許番号変更」の場合は、変更後の「宅地建物取引業免許証」の写し、又は「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」の写しを添付</p> <p>・勤務していた業者が宅建業を廃業又は免許失効後に退職した場合は、添付書類不要。</p> <p>・宅地建物取引業を営まない会社に入社した場合は手続不要。</p>

添付書類（4）

(A4)

1 | 5 | 0

(第一面)

相談役及び顧問（法人の場合）

該当なし

◎ この面は申請者が**法人の場合のみ**記入
申請者が個人の場合は、添付不要

◎ 該当者がいない場合は、用紙右上に「該当なし」を記入し、添付

◎ 下表「役名コード」参照

相談役	— 1 1
顧問	— 1 2

◎ 当該役職に就任した日付

◎ 住所は市区町村までは上段に、以降は住所欄のマス目に記入

◎ 書ききれない場合は同じ様式をもう一枚追加し、そこに記入してください。

受付番号

申請時の免許証番号 ()

項番

5 1	役名コード	<input type="text"/>	就任年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	<input type="text"/>	
	フリガナ	<input type="text"/>										
	氏名	<input type="text"/>										
	生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	<input type="text"/>				
	住所市区町村コード	<input type="text"/>	都道府県	<input type="text"/>	市町村	<input type="text"/>	区町村					
	住所	<input type="text"/>										
												確認欄
												<input type="checkbox"/>

5 1	役名コード	<input type="text"/>	就任年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	<input type="text"/>	
	フリガナ	<input type="text"/>										
	氏名	<input type="text"/>										
	生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	<input type="text"/>				
	住所市区町村コード	<input type="text"/>	都道府県	<input type="text"/>	市町村	<input type="text"/>	区町村					
	住所	<input type="text"/>										
												確認欄
												<input type="checkbox"/>

5 1	役名コード	<input type="text"/>	就任年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	<input type="text"/>	
	フリガナ	<input type="text"/>										
	氏名	<input type="text"/>										
	生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	<input type="text"/>				
	住所市区町村コード	<input type="text"/>	都道府県	<input type="text"/>	市町村	<input type="text"/>	区町村					
	住所	<input type="text"/>										
												確認欄
												<input type="checkbox"/>

5 1	役名コード	<input type="text"/>	就任年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	<input type="text"/>	
	フリガナ	<input type="text"/>										
	氏名	<input type="text"/>										
	生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	<input type="text"/>				
	住所市区町村コード	<input type="text"/>	都道府県	<input type="text"/>	市町村	<input type="text"/>	区町村					
	住所	<input type="text"/>										
												確認欄
												<input type="checkbox"/>

(第二面)

1 6 0

100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者(法人の場合)

受付番号 申請時の免許証番号

Form for receiving number and license number

項番

52

Form 1:フリガナ, 氏名又は名称, 生年月日, 保有株式の数(出資金額), 市区町村コード, 住所

確認欄

Confirmation box

52

Form 2:フリガナ, 氏名又は名称, 生年月日, 保有株式の数(出資金額), 市区町村コード, 住所

確認欄

Confirmation box

52

Form 3:フリガナ, 氏名又は名称, 生年月日, 保有株式の数(出資金額), 市区町村コード, 住所

株主が法人の場合は記入不要

確認欄

Confirmation box

52

Form 4:フリガナ, 氏名又は名称, 生年月日, 保有株式の数(出資金額), 市区町村コード, 住所

確認欄

Confirmation box

◎ この面は申請者が**法人**の場合のみ記入 個人の場合は添付不要

◎ 書ききれない場合は同じ様式をもう一枚追加し、ここに記入してください

◎ 株式会社の場合

保有株式数 × 100 = 割合(%) 発行済株式総数

◎ その他の法人の場合

出資金額 × 100 = 割合(%) 出資総額

(A4)

添付書類(5)
事務所を使用する権原に関する書面

◎ 様式内下段の「備考」欄の記載を参照

◎ 「所在地」について、申請書記載の所在地と建物登記簿謄本や賃貸契約書記載の所在地とで表示に相違がある場合、登記簿記載の地番等を()で下段書きで併記する。

また、「所在地」にはビル名、階数、部屋番号まで記入

◎ 「契約相手」とは、申請者から見た契約の相手方である。

◎ 賃貸借契約等で契約期間の自動更新条項があれば、「契約期間」欄に「自動更新」と付記する。

事項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用途
(事務所名) 本店 (所在地) 奈良市〇〇〇〇 2丁目1-22	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日 (自動更新)	賃貸借契約	事務所
(事務所名) 権原支店 (所在地) 権原市〇〇〇〇9-8-7	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日 (自動更新)	賃貸借契約	事務所
(事務所名) 学園前営業所 (所在地) 奈良市〇〇〇〇18-7-6	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日	使用貸借	事務所
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						
上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 商号又は名称 氏 名 印						
備考 1 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名(法人の代表者を含む。)を記入すること。 2 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。 ① 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。 ② 「用途」の欄は、土地建物登記簿謄本、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途(事務所等)について記入すること。						

◎ 免許申請及び事務所移転(新設)などの変更届では、賃貸借契約書等の書類(原本)の提示を求めます。
 あらかじめご準備ください。
 ただし、更新の免許申請において、前回と契約内容に変更がない場合(記載内容に疑義等がある場合を除く)は提示不要です。

添付書類 (6)


(A4)

略 歴 書

住 所	電話番号 () -		
(フリガナ) 氏 名	生年月日	年 月 日	
職 名	登録番号		
今回申請に係る職名 就職又は就任年月日 退職又は退任年月日 職 歴	期 間	従事した職務内容	
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
至 年 月 日			

上記のとおり相違ありません。

押印年月日を記入 → 令和 年 月 日 氏 名

個人印 

◎ 略歴書 (添付書類(6)) の作成の必要な人

- ・代表者
- ・役員 (監査役含む)
- ・政令第2条の2で定める使用人
- ・専任の宅地建物取引士
- ・相談役及び顧問

(同一人が2職以上兼ねる場合は1枚で可)

◎ 書ききれない場合は同じ様式をもう一枚追加し、そこに記入してください (この場合も1枚ずつ署名押印が必要)

◎ 代表者が常勤していながら、他に兼業・兼務等している時は、常勤できることがわかる書類を求める場合があります。

◎ 政令第2条の2で定める使用人・専任の宅地建物取引士が、他法人の非常勤役員を兼務している時は、常勤できることがわかる書類を求められます。

◎ 最終学歴終了後、現在に至るまでの就職先名・就任先名、勤務内容 (営業・経理・総務等) 及び役職名 (代表取締役・顧問・監査役等) を記入

注) ①職歴を省略しないこと。

②無職等のある場合その期間を記入のこと。

③現在兼業・兼務している業種で許可等が必要な業種は、許可権者・許可番号も併せて記入すること。

④今回の申請に係る職名等は必ず記入すること。

⑤最終学歴は記入不要 (在学中の場合のみ、その旨を記入)

⑥役員で非常勤の場合は、その旨記入すること。

◎ **個人申請の場合のみ**
添付する。

◎ 資産・負債ともに他の事業の用に供するものや私生活に供するものも含める。

◎ 日付は申請日前3ヶ月以内の時点とする。

添付書類(7)

資産に関する調書

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在(A4)

資産	価格	摘要
資産		
現金預金	50,000,000	
有価証券	100,000,000	
未収入金	—	
・土地	500,000,000	
・建物	50,000,000	
・備品	8,000,000	
・権利	—	
・その他	—	
計	708,000,000	
負債		
借入金	5,000,000	
未払金	—	
預り金	—	
前受金	—	
その他	—	
計	5,000,000	

備考

- この調書は、個人の業者のみが記入すること。
- 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

添付書類 (8) (A4)

宅地建物取引業に従事する者の名簿 1 | 7 | 0

受付番号 | | | | | 申請時の免許証番号 2 | 9 | (1) | | | 8 | 8 | 8 | 8

事務所の名称 本店 事務所コード | |

従事する者 1名 うち専任の宅地建物取引士 1名

新規申請の場合
は無記入

項番	業務に従事する者						
	氏名	生年月日	性別	従業者証明 書番号	主たる 職務内容	宅地建物取引士であ るか否かの別	
61	上田 一也	S 2 2 0 2 0 2	①男 2女	9106A01	代表取締役	○ [奈良 5501]	
1						[]	
2						[]	
3						[]	
4						[]	
5						[]	
6						[]	
7						[]	
8						[]	
9						[]	
10						[]	
11						[]	
12						[]	
13						[]	
14						[]	
15						[]	
16						[]	

◎ この面は第三面(18ページ)で記載した事務所ごとに作成する。事務所ごとに整備する「従業者名簿」と申請日時点で、内容が合致していなければならない。

◎ 書ききれない場合は同じ様式をもう一枚追加し、そこに記入してください。

◎ 「業務に従事する者」には、会社等の代表者や営業に従事する者に加え、常勤の役員及び宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も記入する。他の業種と兼業している場合で宅地建物取引業が副次的な場合、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入する。
なお、役員については、他の業種を担当していても、宅地建物取引業に係る比重が大きい場合には記入する。

◎ 「従業者証明書番号」については、左から前4ケタは当該申請業者に初めて宅地建物取引業で従事した年(西暦の末尾2ケタ)と月を表し、残り2ケタは事務所ごとの任意の番号となる。
なお、使用済の従業者証明書番号は再度使用できません。

(例) 2010年4月1日に8番目に雇用された人の場合 ⇒ $\left(\begin{array}{ccc} 10 & 04 & 08 \\ | & | & | \\ \text{年} & \text{月} & \text{8番目に雇用} \end{array} \right)$

※新規申請の場合は空欄にする。

◎ 「主たる職務内容」については、代表者又は役員である場合には役職名を記入し、それ以外の者については、総務、人事、経理、財務、企画、設計、広報、営業等に区分して記入

(例) ○[奈良 1234]

◎ 「宅地建物取引士であるか否かの別」について
 専任の宅地建物取引士 —— [] 内に登録府県名及び登録番号を記入かつ、[]の前に○を記入。
 専任でない宅地建物取引士 —— [] 内に登録府県名及び登録番号を記入。
 宅地建物取引士でないもの —— 記入不要。

身分証明書

- ◎ 添付の必要な人
 - ・代表者
 - ・申請法人役員(監査役を含む)
 - ・政令第2条の2で定める使用人
 - ・専任の宅地建物取引士
 - ・相談役及び顧問
- ※ 同一人が兼職する場合は一枚で可
- ※ 代表者が未成年の場合は、法定代理人(両親等)の身分証明書及び関係が確認できるもの(戸籍謄本等)が必要
- ◎ 日本国籍を有する方は、本籍を置いている市区町村で発行する、成年被後見人・被保佐人とみなされる者でない旨及び破産者の通知を受けていない旨の証明書
- ◎ 日本国籍を有しない方は、住民票(国籍の記載があるもの)。法人役員等で外国人登録をしない国外居住者は「添付できない旨の申立書」を添付。
- ◎ 受付時点で発行後3ヶ月以内のもの
- ◎ **成年被後見人又は被保佐人に該当した場合の提出書類は、奈良県建築安全推進課総務宅建係(TEL 0742-27-7563)へお問い合わせください。**

登記されていないことの証明書

- ◎ 添付の必要な人
 - ・代表者
 - ・申請法人役員(監査役を含む)
 - ・政令第2条の2で定める使用人
 - ・専任の宅地建物取引士
 - ・相談役及び顧問
- ※ 同一人が兼職する場合は一枚で可
- ※ 代表者が未成年の場合は、法定代理人(両親等)の身分証明書及び関係が確認できるもの(戸籍謄本等)が必要
- ◎ 各法務局本局、又は地方法務局の本局が発行する成年被後見人及び被保佐人とする記録がない旨の証明書
東京法務局へは郵送申請の手続が可能です。東京法務局民事行政部後見登録課(TEL03-5213-1360)または最寄りの地方法務局へお問い合わせください。
- ◎ 日本国籍を有しない方も添付が必要です
- ◎ 受付時点で発行後3ヶ月以内のもの
- ◎ **成年被後見人又は被保佐人に該当した場合の提出書類は、奈良県建築安全推進課総務宅建係(TEL 0742-27-7563)へお問い合わせください。**

申請者の住民票

- ◎ **個人申請のみ添付**する(法人申請は不要)
- ◎ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望される方は住民票抄本は不要です。
- ◎ 住所地の市区町村が発行したもので、受付時点で発行後3ヶ月以内のもの

とじ順14

貸借対照表及び損益計算書

- ◎ 法人申請の場合（個人申請は不要）直近の1年分を添付（社名を記載のもの・証明印不要）。
- ◎ 新設法人は、開始貸借対照表を添付。
- ◎ 期間については、「とじ順2－宅地建物取引業経歴書」の直近の1年、及び「とじ順15－法人税の納税証明書」の証明の期間と一致している必要があります。
- ◎ 金額について、明細の説明や内訳書を求める場合があります。

とじ順15

法人税、所得税の納税証明書

納 税 証 明 書
(その1・納税額等証明用)

住所(所在地) 奈良市〇〇〇〇2-1-22
 氏名(名称) 株式会社 〇〇不動産
 代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

年度及び区分	納付すべき税額		納付済額	未納税額	決定納期限等
	申告額	更正・決定後の額			
(自)〇年1月1日 (至)〇年12月31日 本税	円 ¥ 173,600	円 *****	円 ¥173,600	円 ¥0	*****
	以	下	余	白	

(備考) ○ 上記の「更正・決定後の額」欄に記載額のないものは、今後税務署又は国税局(国税事務所)の調査により申告額を減少させ、又は増加させる更正が行われることがあります。

第 〇 〇 号
 上記のとおり、相違ないことを証明します。
 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 〇 〇 税務署長
 財務事務官 〇 〇 〇 〇 印

※「様式その1」

- ◎ この書面は、申請者の納税地の税務署長が発行する納税証明(その1・納税額等証明用)したもの。(県税事務所ではありません)
 - ◎ この書面は、
 - ・申請者が法人である場合は、申請直前1年の事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証明したもの(消費税ではありません)。
 - ・申請者が個人である場合は、申請直前1年の所得税額を証明したもの。
 - ◎ 新設法人で、第1期の決算が未到来の場合は添付不要。
 - ◎ 受付時点で発行後3ヶ月以内のものを添付。
- ※ 21ページのとじ順2「宅地建物取引業経歴書」の直近1年の期間と、34ページのとじ順14「貸借対照表及び損益計算書」の期間と一致させること。

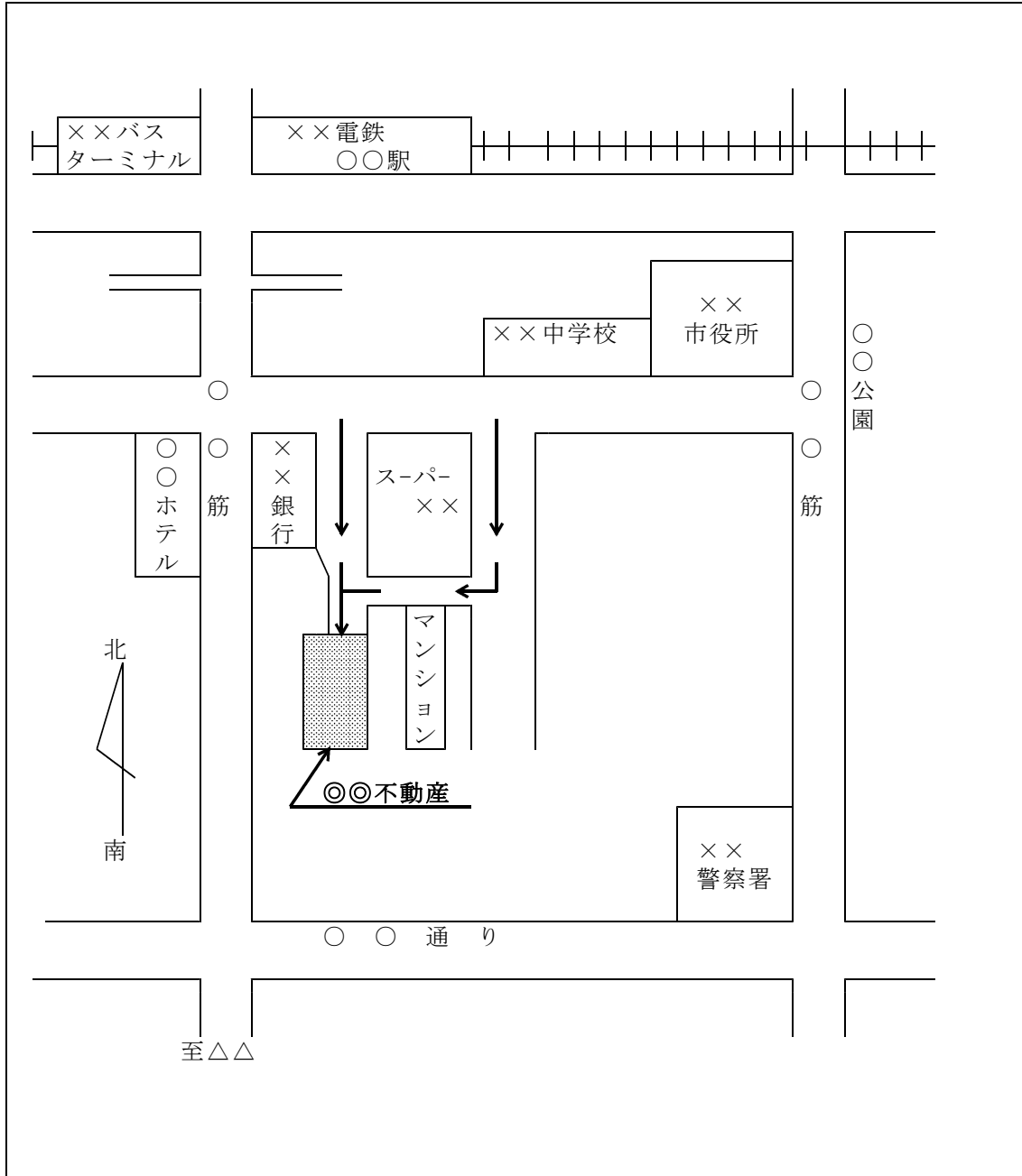
法人の登記簿謄本

- ◎ この書類は、申請者が**法人である場合のみ**添付する。（個人は不要）
- ◎ 本店所在地の法務局又は支局等の登記官が発行した商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本であること。
- ◎ 受付時点で発行後3か月以内のものを添付すること。
- ◎ 登記内容と申請書記載事項との確認

・商号の記載は合致しているか	・第一面・項番11
・本店所在地の記載は合致しているか	・第三面・項番31
・資本金額の記載は合致しているか	・第一面・項番13 ・添付書類(4)第二面・項番52
・目的欄に宅地建物取引業を行う旨、記載されているか	
・役員の氏名、住所、就退任日の記載は合致しているか	・第一面・項番12 ・第二面・項番21 ・添付書類(6)略歴書
・従たる事務所を支店に開設している場合、支店名、所在地の記載は合致しているか	・第三面・項番31従たる事務所

- ◎ 現行の謄本で事務所所在地や役員の就退任の変更日が確認できない場合、除去部分の閉鎖謄本が必要となります。
- ◎ 組合などの法人については、別途、役員名簿（様式随意、職名、氏名、就任日を記載し代表理事の証明印付のもの）を添付する。

事務所付近の地図（例）



- ※ 事務所の所在地が明確となるような地図を添付する。
- ※ 「従たる事務所」がある場合は、事務所ごとに作成する。

事務所の写真

- ★ 事務所は継続的に業務を行うことができる施設で、かつ独立性が保たれる必要があります。添付された写真により、事務所としての形態や独立性を確認します。

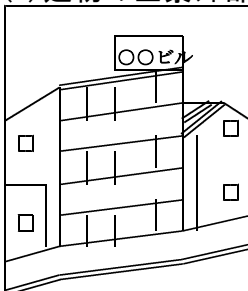
例) テント張りやホテル等、又一部屋を共同で使用している場合は認められません。
ただし、固定式のパーティション等により仕切られ、原則として他の事務所部分を通らずに当該事務所に直接入れる場合を除く。

＜ご注意ください！＞

- ◎ カラー写真（ポラロイド写真等は不可）
- ◎ 申請時点で6ヶ月以内に撮影したもの。
【注意】更新申請の場合で、前回申請時と事務所の場所や形態が全く変わっていない場合であっても、必ず申請時点で6ヶ月以内に撮影した写真を添付してください。前回申請時に撮影したものと同一写真、もしくは同一時期に撮影された写真と客観的に判断される場合は再提出を求めます。
- ◎ 写真は切らないでください。ただし、つなぎ合わせる場合を除きます。
- ◎ 必要に応じて、追加写真を提出していただく場合があります。
(室内の状況が不明な場合等)
- ◎ 写真の縦横方向は任意

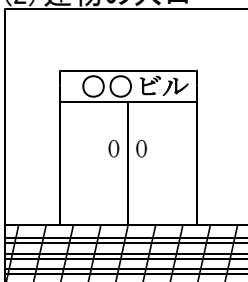
＜撮影方法について＞

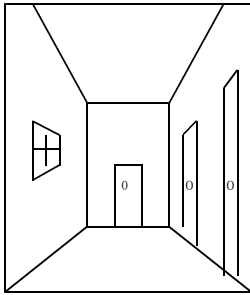
(1) 建物の全景外部



- ◎ なるべく離れて、建物全体が入るように撮ってください。
注) 一枚に収まらないときは、境目が重なる様に2枚以上にわけて撮ってください。(但し、重なる部分は、のり付けしないこと。)

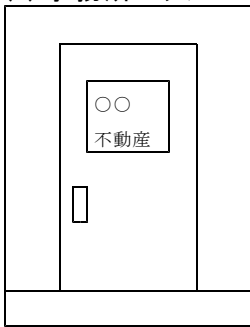
(2) 建物の入口





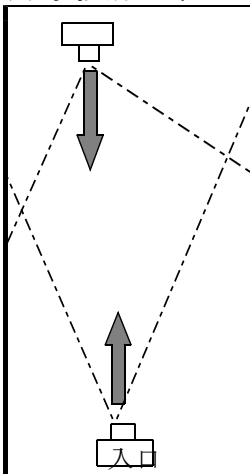
- ◎ 他業者と同居している場合は、明確に仕切られているかを確認するため、廊下、仕切り部分等の写真を求めることがあります。

(3) 事務所の入口



- ◎ 建物の入口から事務所の入口まで距離がある場合（事務所が建物の2階以上にある等）は、階段・エントランス・エレベーター・廊下など、**経路の写真を追加で求めることがあります。**
- ◎ 2室以上使用している場合、それぞれの部屋の入口を撮影してください。
- ◎ 事務所がビルの一室になっている場合には、事務所の入口のほかにビルの入口、メールボックス及びテナント表示等で階数分かる写真を撮影してください。

(4) 事務所内部



- ◎ 事務所内全体を見渡すように撮影したもの
 (ア)左図のように「入口から奥に向かって撮ったもの」、「奥から入口に向かって撮ったもの」の少なくとも2方向からの写真を添付してください。
 2方向からだけでは部屋全体を写しきれない場合や、パーティションなどの障害物で見えない場所がある場合は、必ず他の方向からの写真も添付して、事務所の全体がわかるようにしてください。
 (イ)業者票・報酬額規定表等の掲示状態や、事務机・ロッカー・応接場所及び電話器等の設置状況が分かるように撮影してください。
- ◎ 更衣室・休けい室・給湯室等営業に関わらない別室については写真の添付は不要です。

(5) 業者票・報酬額規定表（新規申請の場合は不要）

宅地建物取引業者票	
免許証番号	
免許証有効期間	年 月 日から
代表者氏名	年 月 日まで
代表者氏名	
番号又は名称	
この場所に置かれている	
専任の宅地建物取引士の氏名	
主たる事務所の所	
在地	電話番号

（報酬規定表）	
：	：
：	：
：	：

- ◎ 来訪者に見えやすい場所に掲示したもの。
- ◎ 文字が判読できる程度に大きく写してください。
 （これとは別に、上記(4)の(イ)のように、掲示状態がわかる写真も必要です)

<業者票について>

申請時点での現免許の内容と合致したもの。ただし更新回数や有効期限等が未修正の場合は、写真を再提出していただきますのでご注意ください。

<報酬額規定表について>

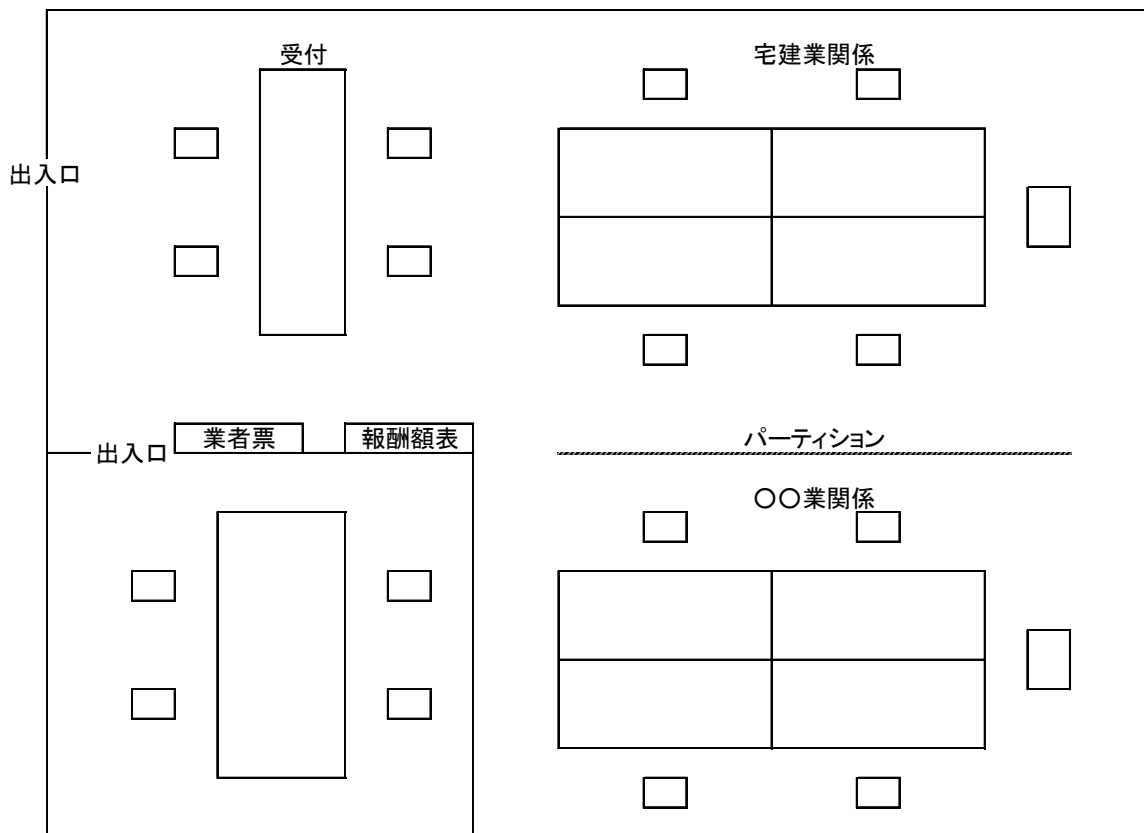
改正等がある場合最新のものを掲示してください。古いものが掲示されている写真の場合は再提出が必要です。最新の報酬額は下記ホームページ等でご確認ください。

<http://www.pref.nara.jp/48955.htm>（奈良県建築安全推進課ホームページ）

(6) 平面図等

- ◎ 事務所として使用する建物の平面図又は間取図（間取図については、住居等の一室を事務所としている場合）を必ず添付してください。
- ◎ 同一の敷地内に棟が2以上ある場合は、平面図又は間取図とあわせ、棟の配置図を添付してください。
- ◎ 図面の中で事務所として使用している部分をマーカー等するなどして明示してください。
- ◎ 執務場所、応接室、接客スペースなどの配置がわかるよう作成してください。
- ◎ 業者票、報酬額表の掲示されている場所を記載してください。
- ◎ 他の業種と兼業する場合、宅地建物取引業の配置状況、他の業種との区別状況を記載してください。
- ◎ 他の業者の事務所が同一フロア内にある場合は、他の業者との区別状況を記載してください。
- ◎ フロアが分割されている場合は、フロア毎に作成し、フロア毎に階数が異なる場合は、階数を記載してください。

<平面図記載例>



4 営業保証金等の供託について

1 営業保証金等の供託手続き

新規免許申請で免許通知（はがきによる）後、次の(1)及び(2)のいずれかの手続きを行い、免許日から3ヶ月以内に所定の届出（下記2参照）をして、免許証を受領しなければなりません。（11ページ参照）

この手続きをせずに期日を経過すると免許が取り消されることとなります。また、手続きをせずに営業された場合は、刑罰の対象となりますのでご注意ください。

(1) 営業保証金を供託所に供託する場合

- ① 届出の前に営業保証金の供託を11ページ記載の法務局で手続きする。
- ② 持参品・・・供託者の印鑑、供託物（現金または国債等の有価証券）、免許通知のはがき（新規のみ）
- ③ 有価証券の場合は、国債・地方債の他、宅建業法施行規則第15条の2で規定する債券があるが、この種類により保証金として供託する額面金額が異なるので注意。
- ④ 法人が供託者の場合は、登記所作成の代表者の資格を証する書面（3ヶ月以内発行のもの）
- ⑤ 供託書には、供託者又は代理人の押印が必要。（代理人はその権限を証する書面の提示が必要）
- ⑥ 供託の詳細は事前に法務局に問い合わせのこと。

(2) 宅地建物取引業保証協会に加入する場合

（公社）全国宅地建物取引業保証協会又は（公社）不動産保証協会に加入し、弁済業務保証金分担金を納付すれば、前記(1)の営業保証金を供託する必要はありません。

なお、加入の手続きについては、各協会にお問い合わせください。（12ページ参照）

2 営業保証金等供託済届

この届出は、新規免許申請で免許通知後の免許証交付の前提となる手続きです。この届出を済ませないうちは営業活動はできません。

新規免許取得時の他、事務所の追加設置・営業保証金の支払による不足額充当・保証協会退会による供託・免許換えによる供託所の異動・供託物の交換などの際にも届が必要です。

次の書類を奈良県建築安全推進課に提出し、免許証を受領してください。

(1) 営業保証金を供託所に供託した場合

「営業保証金供託済届出書」＝正本1部・副本1部（次ページ参照）

「供託書」＝原本提示・写し提出

(2) 宅地建物取引業保証協会加入の場合

宅地建物取引業保証協会保証協会に加入された方は、入会后、分担金を納付すると、

・（公社）全国宅地建物取引業保証協会に加入の場合は「弁済業務保証金分担金納付書」

・（公社）不動産保証協会に加入の場合は「弁済業務保証金分担金納付証明書」

が交付されますので、原本又は写しを提出。

営業保証金供託済届出書

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿
奈良県 知事

届出者 商号又は名称
郵便番号 ()
主たる事務所の
所在地
氏名
(法人にあつては、代表者の氏名) [印]
電話番号 () -
ファクシミリ番号 () -

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託しましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

受付番号 [] 記入不要 [] 受付年月日 [] 都道府県コード* [] 届出時の免許証番号 [] 右詰め []

該当する番号を記入すること

供託の原因 [] 1.新規免許の取得(法第25条) 2.事務所の新設(法第26条) 3.不足額の発生(法第28条) 4.保管替え等(法第29条) 5.宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失(法第64条の15) 6.変換(差し替え) [] 右詰め []

どちらか該当する方に○をつける

供託書(営業保証) 第15号書式 印供第12号 (注) 1.供託有価証券の枚数及び総額面の訂正はできない。 2.副本は折り曲げないこと。

5 免許証の交付について

営業保証金等の供託手続きを行った後、次の書類を提出し、免許証の交付を受けてください。

【提出書類】

1. 免許通知書（はがき）

2. 受領印（免許申請書に押印した印鑑）

なお、受領印を持参できない場合は、免許証の受領書（免許申請書に押印した印鑑を押印したもの）を提出してください。

3. 供託に係る書類（新規申請のみ）

①営業保証金を供託した場合

「営業保証金供託済届出書」正本1部・副本1部

「供託書」原本提示、写し提出

②保証協会に加入した場合

・（公社）全国宅地建物取引業保証協会に加入

→「弁済業務保証金分担金納付書」の写し

・（公社）不動産保証協会に加入

→「弁済業務保証金分担金納付証明書」原本

4. 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2部（新規申請のみ）

奈良県に登録している宅地建物取引士が、業務に従事する業者の業者名、免許証番号、免許年月日を登録していただくものです。（25ページ参照）

奈良県以外に登録している宅地建物取引士の場合は、事前に登録している都道府県知事に申請を行い、申請書の控えの原本（都道府県受付印押印のもの）を提示してください。

6 業者名簿登載事項変更届出書について

1 変更届の全般的な注意事項

宅建業者は、免許を受けた後、免許申請書に記載した事項について変更があった場合は、宅地建物取引業法第9条により 30日以内に免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届出なければなりません。

これは、宅建業の適切な行政指導と監督を行うためのものであり、また、宅地及び建物の購入者等が宅建業者の内容を知る資料となっている「宅地建物取引業者名簿」を常に最新なものにしておくため必要なものです。

この変更の届出書の提出及び提出部数は、免許申請書を提出する場合と同様です。

変更届出事項	次ページの各事項
届出書類	次ページ「一覧表」を参照
届出時期	変更後30日以内
提出部数	知事免許の場合 正本1部・副本1部の、合計2部 大臣免許の場合 正本1部・副本2部の、合計3部 ※副本については、すべて写しでも可 ※申請書類は、表の順序に従い、正本・副本の別にそろえて、ホチキス等で綴じないで提出してください。
その他	・官公庁の証明書類は発行日から3ヶ月以内のものに限ります。 ・新規免許申請中の変更は、受付られません。 場合によっては、申請を取り下げいただき、変更後に再申請していただくこともあります。 ・届出に係る「手数料」は不要です。

参考 【変更の届出を要さない事項】

- ① 事務所の電話番号のみの変更
→ 電話、ファックスなどで番号変更のご連絡をお願いします。
 - ② 代表者、法人役員、専任の宅地建物取引士等の自宅住所
→ 宅地建物取引士の資格登録をしている方は別途変更登録が必要です。
 - ③ 兼業の内容
 - ④ 法人の資本金
 - ⑤ 相談役・顧問の氏名、住所、就退任日
 - ⑥ 株主の状況
 - ⑦ 事務所の異動を伴わない、使用権原の変更(貸主の変更など)
- ※これらについては、次回の免許更新申請の際はその時点の最新データを記入してください。

2 様式別の記載例と注意事項

[第一面記入例]

◎ 該当する番号を○で囲む

◎ 項番 11 の商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、濁点及び半濁点は1文字として扱う。「商号又は名称」の欄も上段から左詰めで黒色のボールペン等で記入する。

◎ 項番 12 の欄は次の区分に応じ、それぞれ当該変更区分に定めるところにより作成する。
届出書の申請者以外の代表取締役に変更があった場合は「第二面」に記載する。

① 変更年月日は、実際の変更年月日で、登記日ではありません。

② 代表者に交代があった場合「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」及び「変更前」の欄の両方に記載する。

③ 代表者氏名に変更があった場合「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」及び「変更前」の欄の両方に記載する。

④ 「役名コード」の欄は17ページ「役名コード表」参照。個人免許の申請(3ページ参照)をおこなっている場合は記載不要

⑤ 「登録番号」の欄は宅地建物取引士登録をしている場合のみ右詰めで記入

「記入不要」
登録番号 29 100 (奈良県登録第100号の場合)
[登録都道府県(71ページ「都道府県コード表」参照)]

⑥ 「フリガナ」の欄はカタカナで上段から左詰めで記入し、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。

⑦ 生年月日 H 05 06 07
大正=T ※特に生年月日欄については1ケタの数字の場合、前に「0」をつける。
昭和=S
平成=H
令和=R
(平成5年6月7日の場合)

様式第三号の四 (第五条の三関係) (A4) 2310

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書

(第一面)
下記のとおり宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、
①商号又は名称 ②代表者又は個人 ③役員 ④事務所 ⑤政令第2条の2で定める使用人 ⑥専任の宅地建物取引士について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により、届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
申請年月日を記入

地方整備局長
北海道開発局長 殿
奈良県 知事 変更後で記入

届出者 商号又は名称 株式会社 ○○不動産
郵便番号 (630-0000)
主たる事務所の ○○市○○町○○丁目○○
所在地
氏 名 代表取締役 ○○ ○○ 印
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話 番号 (0742) 22 - 1101
ファシミリ番号 (0742) 27 - 7568

記入不要 受付番号 受付年月日 届出時の免許証番号
29 (1) 8888

項番 11 ◎商号又は名称
変更年月日 R 01 年 05 月 01 日 上段より左詰めで記入
フリガナ ナラ エステート カブシキ カイシャ 濁点・半濁点は1文字とする
商号又は名称 株式会社 ○○不動産

変更前 フリガナ ナラ エステート カブシキ カイシャ
商号又は名称 奈良 エステート 株式会社 確認欄

◎代表者又は個人に関する事項 変更区分
12 変更年月日 R 01 年 05 月 01 日 1.就退任
役名コード 01 都道府県コード 右詰め 2.氏名
登録番号 29 1111 記入不要
フリガナ ナラ コウタロウ
氏名 奈良 幸太郎
生年月日 S 44 年 01 月 01 日 一文字あける

変更前 変更年月日 R 01 年 05 月 01 日
役名コード 01
登録番号 29 1100
フリガナ ナラ コウタロウ 確認欄
氏名 奈良 幸太郎
生年月日 T 10 年 10 月 10 日

[第二面記入例]

(第二面)

2 4 0

受付番号 届出時の免許証番号 2:9 (1) 8:8 8:8

項番 ◎役員に関する事項 (法人の場合) 変更区分

21	変更年月日	R	0:1	年	0:5	月	0:1	日	1	1.就退任
	役名コード	0:2	2.氏名							
変	登録番号									
更	フリガナ	シウラウサオ								
後	氏名	三浦 正男								
	生年月日	S	1:9	年	0:8	月	0:3	日	一文字あける	

↑	変更年月日	R	0:1	年	0:5	月	0:1	日		
	役名コード	0:2	2.氏名							
変	登録番号									
更	フリガナ	シモカワ サブハロウ								
前	氏名	下川 三郎								
	生年月日	S	1:6	年	0:7	月	1:6	日		確認欄

21	変更年月日		年		月		日		1.就退任	
	役名コード		2.氏名							
変	登録番号									

宅地建物取引士の資格登録を行っている場合のみ記入

- ◎ 項番 21 の届出は次の区分により作成すること。
- ① 役員の交代または役職変更の場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する。
 - ② 役員に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載する。
 - ③ 役員を減員した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載する。
 - ④ 役員の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する。
 - ⑤ 記入方法については、第一面記入例（前ページ）の④～⑦参照
- ◎ 個人免許(3 ページ参照)の場合は添付不要。

◎ 第三面は、項番 **30** の事務所ごとに作成する

◎ 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入する

◎ 項番 **30** の「事務所の別」及び「事務所の名称」欄は、その変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入する。

ただし、事務所を新設した場合は、区別「2」と「事務所の名称」を記入

◎ 項番 **31** の届出は、次の区分に応じ、作成する。

①事務所を新設した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載する。

②事務所を廃止した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載する。

③事務所の名称又は所在地に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する。

④「事務所の名称」の欄については、商号・名称を記入せず、本店の場合は「本店」のみ、従たる事務所の場合は「〇〇営業所」等を記入する。

⑤「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入する。

(第三面)

2:5:0

受付番号: 1:1:1:1:1
届出時の免許証番号: 2:9 (1) 1:8:8:8:8

項番 **30**

事務所の別	2	1.主たる事務所 2.従たる事務所	事務所コード	1:1:1
事務所の名称	大和高田営業所			

記入不要

◎事務所に関する事項

変更区分 **1** 1.新設・廃止

項番 **31**

変更年月日	R	0:1	年	0:5	月	0:1	日	2.名称・所在地	
事務所の別	2	1.主たる事務所 2.従たる事務所						事務所コード	1:1:1
事務所の名称	大和高田営業所								
郵便番号	6:3:5-0:0:9:1								
所在地市区町村コード	2:9:2:0:2 奈良 都道府県 大和高田 市 市区町村								
所在地	大 中 東 町 〇 〇 - 〇 〇								
電話番号	0:7:4:5-2:2-1:1:1:1								
従事する者の数	1:2								

↑

変更年月日	R	0:1	年	0:5	月	0:1	日	確認欄
変更前	事務所の名称							<input type="checkbox"/>
変更前	所在地							<input type="checkbox"/>

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

変更区分 **1** 1.就退任

項番 **32**

変更年月日	R	0:1	年	0:5	月	0:1	日	2.氏名
登録番号								
フリガナ	ミウラオマサオ							
氏名	三浦 正男							
生年月日	S	1:9	年	0:8	月	0:3	日	

↑

変更年月日	R	0:1	年	0:5	月	0:1	日	確認欄
変更前	登録番号							<input type="checkbox"/>
変更前	フリガナ							<input type="checkbox"/>
変更前	氏名							<input type="checkbox"/>
変更前	生年月日							<input type="checkbox"/>

◎ 項番 **32** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番 **30** の事務所ごとに作成する。

① 政令第2条の2で定める使用人に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する。

② 事務所の新設に伴い、政令第2条の2で定める使用人を就任させた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載する。

③ 事務所の廃止に伴い、政令第2条の2で定める使用人を退任させた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載する。

④ 政令第2条の2で定める使用人の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する。

[第四面記入例]

(第四面)

2 6 0

受付番号 | | | | | 届出時の免許証番号 2 9 (1) | | 8 8 8 8

項番

30	事務所の別	2	1.主たる事務所 2.従たる事務所	事務所コード	
事務所の名称		大和高田営業所			

◎専任の宅地建物取引士に関する事項 変更区分

41	変更年月日	R	0 1	年	0 5	月	0 1	日	I	1.就退任
変更後	登録番号									
	フリガナ	スズキ ケンジ								
	氏名	鈴木 ○ 賢治								
	生年月日	S 1 9 年 0 8 月 0 3 日								

	変更年月日			年		月		日			
変更前	登録番号										確認欄 <input type="checkbox"/>
	フリガナ										
	氏名										

- ◎ 第四面は、項番 **30** の事務所ごとに作成する。
- ◎ 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入する。
- ◎ 項番 **30** の「事務所の別」及び「事務所の名称」欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入する。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入する。
- ◎ 項番 **41** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番 **30** の事務所ごとに作成する。
 - ①専任の宅地建物取引士に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する。
 - ②専任の宅地建物取引士に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載する。
 - ③専任の宅地建物取引士を減員した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載する。
 - ④専任の宅地建物取引士の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載する。

[※代表取締役変更(ただし旧代表取締役が取締役留任の場合)の記入例]

様式第三号の四 (第五条の三関係) (A4) 2:3:0

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書

(第一面)

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、
 (1)商号又は名称 (2)表者又は個人 (3)役員 (4)事務所 (5)政令第2条の2で定める使用人 (6)専任の宅地建物取引士について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により、届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
 申請年月日を記入

地方整備局長
 北海道開発局長 殿
 奈良県 知事

変更後で記入

届出者 商号又は名称 **株式会社 〇〇不動産**
 郵便番号 (630-0000)
 主たる事務所の所在地 **〇〇市〇〇町〇〇** 印
 氏名 **代表取締役 奈良 太郎**
 (法人にあつては、代表者の氏名)
 電話番号 (0742) 22 - 1101
 ファクシミリ番号 (0742) 27 - 7568

受付番号 受付年月日 届出時の免許証番号
2:9 (1) : : 8:8:8:8

11 変更年月日 年 月 日

フリガナ										
商号又は名称										

変更前

フリガナ										
商号又は名称										

確認欄

12 変更年月日 **R 0:1 年 0:5 月 0:1 日** 1 1.就退任
 2.氏名

役名コード	0:1 宅地建物取引士登録をしている場合のみ記入									
登録番号	2:9 : : 1:1:1:1									
フリガナ	ナラ ヨウタロウ									
氏名	奈良 幸太郎									
生年月日	S 4:4 年 0:1 月 0:1 日									

実

変更年月日	R 0:1 年 0:5 月 0:1 日									
役名コード	0:1									
登録番号	2:9 : : 1:0:0									
フリガナ	ナラ ヨウタロウ									
氏名	奈良 幸太郎									
生年月日	S 2:0 年 1:0 月 1:0 日									

確認欄

◎代表者又は個人に関する事項

(第二面)

2:4:0

受付番号 届出時の免許証番号
2:9 (1) : : 8:8:8:8

実際の取締役就任年月日で、登記した日ではありません

◎役員に関する事項 (法人の場合) 変更区分

21 変更年月日 **R 0:1 年 0:5 月 0:1 日** 1 1.就退任
 2.氏名

役名コード	0:2									
登録番号	2:9 : : 1:0:0									
フリガナ	ナラ ヨウタロウ									
氏名	奈良 幸太郎									
生年月日	S 2:0 年 1:0 月 1:0 日									

変更前

変更年月日	R 0:1 年 0:5 月 0:1 日									
役名コード	0:1									
登録番号	2:9 : : 1:0:0									
フリガナ	ナラ ヨウタロウ									
氏名	奈良 幸太郎									
生年月日	S 2:0 年 1:0 月 1:0 日									

確認欄

[※専任の宅地建物取引士変更関係の記載例(第四面)]
 ①本店から榎原営業所へ異動の場合の例

(第四面)

2:6:0

受付番号 : : : : : 届出時の免許証番号 2:9 (1) : : : 8:8:8:8

項番

30	事務所の別	1	1.主たる事務所 2.従たる事務所	事務所コード	: :
	事務所の名称	本店			

(1枚目)

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

41	変更年月日	R	年	0:1	月	0:5	日	1	1.就退任 2.氏名
変	登録番号	: : : : : : : :							
更	フリガナ	ウミノ ヒロシ							
後	氏名	海野 博							
	生年月日	年 月 日							

↑

変	変更年月日	R	年	0:1	月	0:1	日		
更	登録番号	2:9 : : : 5:6:7:8							
前	フリガナ	ウミノ ヒロシ							
	氏名	海野 博							
	生年月日	年 月 日							

確認欄

(第四面)

2:6:0

受付番号 : : : : : 届出時の免許証番号 2:9 (1) : : : 8:8:8:8

項番

30	事務所の別	2	1.主たる事務所 2.従たる事務所	事務所コード	: :
	事務所の名称	榎原営業所			

(2枚目)

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

41	変更年月日	R	年	0:1	月	0:1	日	1	1.就退任 2.氏名
変	登録番号	2:9 : : : 5:6:7:8							
更	フリガナ	ウミノ ヒロシ							
後	氏名	海野 博							
	生年月日	S 45年 06月 07日							

↑

変	変更年月日	:	年	:	月	:	日		
更	登録番号	: : : : : : : :							
前	フリガナ	:							
	氏名	:							
	生年月日	年 月 日							

確認欄

②本店に新規採用の場合の例

(第四面)

2:6:0

受付番号 届出時の免許証番号 **2:9**(1) **8:8:8:8**

項番 **30** 事務所の別 **1** 1.主たる事務所 2.従たる事務所 事務所コード

事務所の名称 **本店**

◎専任の宅地建物取引士に関する事項 変更区分

41 変更年月日 **R** 年 月 日 **1** 1.就退任
 2.氏名

変更後 登録番号 **2:9** **8:7:6:5**

フリナガ **スギモト マサト**

氏名 **杉本 正人**

生年月日 **S** 年 月 日

↑

変更年月日 年 月 日

変更前 登録番号

フリナガ

氏名

確認欄

[※宅地建物取引業従事者変更届の記入例]

※各営業所・支店ごとに記載

第1号様式

宅地建物取引業従事者変更届

宅地建物取引業に従事する者に変更があったので、宅地建物取引業法施行細則第4条の規定により下記のとおり届けます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
 奈良県知事 殿

免許番号 **奈良県知事(1)第 8888号**
 主たる事務所の所在地 **〇〇市〇〇町〇〇**
 商号又は名称 **株式会社 〇〇不動産**
 代表者氏名 **〇〇 〇〇** (印)

32ページをご覧の上、番号を振ってください。

記

事務所名	氏名	性別	生年月日	従業者 証明番号	主たる 職務内容	宅地建物取引士 にあっては 登録番号	変更年月日	変更理由
本店	海野 博	男	S45.6.17	〇〇〇〇〇〇	営業	29-5678	R 〇〇. 〇〇.〇〇	権原営業所へ 転勤
本店	杉本正人	男	S38.1.31	〇〇〇〇〇〇	営業 経理、	29-8765	R 〇〇. 〇〇.〇〇	新規採用
本店	〇田〇子	女	H5.1.5	〇〇〇〇〇〇	広報		R 〇〇. 〇〇.〇〇	退職
変更後の従事する者の数				2	変更前の従事する者の数			3

3 宅地建物取引業者名簿記載事項等変更届に必要な書類

★ 変更届は、必ず変更後30日以内に提出
 ★ 奈良県知事免許業者→2部提出(副本はすべて写しで可)

変更事項	必要書類等								
商号または名称	① 記載事項変更届出書(第一面) ② 免許証書換え交付申請書 * 宅地建物取引士は、勤務先の名称が変更となるため、「変更登録申請書」の提出が必要								
代表者・役員の変更	<table border="0"> <tr> <td>① 記載事項変更届出書(第一面・第二面)</td> <td>⑤ 身分証明書</td> </tr> <tr> <td>② 誓約書</td> <td>⑥ 登記されていないことの証明書</td> </tr> <tr> <td>③ 略歴書</td> <td>(⑤⑥は役員の内部変更の場合も必要 例: 監査役→取締役等)</td> </tr> <tr> <td>④ 法人の登記簿謄本(就任日が分かるもの)</td> <td>⑦ 免許証書換え交付申請書(代表者変更の場合のみ)</td> </tr> </table> <p>⑧ 免許証(代表者変更の場合のみ) ⑨ 従事者変更届(代表者及び常勤役員の場合のみ) * 同一人で、代表取締役から取締役への変更の場合は、⑤⑥は不要</p>	① 記載事項変更届出書(第一面・第二面)	⑤ 身分証明書	② 誓約書	⑥ 登記されていないことの証明書	③ 略歴書	(⑤⑥は役員の内部変更の場合も必要 例: 監査役→取締役等)	④ 法人の登記簿謄本(就任日が分かるもの)	⑦ 免許証書換え交付申請書(代表者変更の場合のみ)
	① 記載事項変更届出書(第一面・第二面)	⑤ 身分証明書							
	② 誓約書	⑥ 登記されていないことの証明書							
	③ 略歴書	(⑤⑥は役員の内部変更の場合も必要 例: 監査役→取締役等)							
④ 法人の登記簿謄本(就任日が分かるもの)	⑦ 免許証書換え交付申請書(代表者変更の場合のみ)								
① 記載事項変更届出書(第一面・第二面) ② 法人の登記簿謄本(退任日が分かるもの: 役員の閉鎖謄本等)	③ 従事者変更届(代表者及び常勤役員の場合のみ)								
① 記載事項変更届出書(第一面) ② 戸籍抄本(個人の場合のみ) ③ 法人の登記簿謄本(法人の場合のみ)	④ 免許証書換え交付申請書 ⑤ 免許証 ⑥ 従事者変更届								
① 記載事項変更届出書(第一面・第二面) ② 法人の登記簿謄本	③ 従事者変更届(常勤役員のみ)								
政令使用人の変更	<table border="0"> <tr> <td>① 記載事項変更届出書(第一面・第三面)</td> <td>④ 身分証明書</td> </tr> <tr> <td>② 誓約書</td> <td>⑤ 登記されていないことの証明書</td> </tr> <tr> <td>③ 略歴書</td> <td>⑥ 従事者変更届</td> </tr> </table> <p>* 退任の場合は②③④⑤は不要 * 事務所間の異動の場合は④⑤は不要</p>	① 記載事項変更届出書(第一面・第三面)	④ 身分証明書	② 誓約書	⑤ 登記されていないことの証明書	③ 略歴書	⑥ 従事者変更届		
	① 記載事項変更届出書(第一面・第三面)	④ 身分証明書							
② 誓約書	⑤ 登記されていないことの証明書								
③ 略歴書	⑥ 従事者変更届								
① 記載事項変更届出書(第一面・第三面) ② 戸籍抄本 ③ 従事者変更届									
専任の宅地建物取引士の変更	<table border="0"> <tr> <td>① 記載事項変更届出書(第一面・第四面)</td> <td rowspan="7"> ◆奈良県登録の宅地建物取引士 宅地建物取引士の勤務先が変更となった場合は、「変更登録申請書」も同時に提出すること ◆他府県登録の宅地建物取引士 宅地建物取引士の勤務先が変更となった場合は、登録を受けている都道府県で事前に変更登録申請を行い、その副本(原本)を提示すること </td> </tr> <tr> <td>② 専任の宅地建物取引士設置証明書</td> </tr> <tr> <td>③ 略歴書</td> </tr> <tr> <td>④ 身分証明書</td> </tr> <tr> <td>⑤ 登記されていないことの証明書</td> </tr> <tr> <td>⑥ 宅地建物取引士証の写し(表・裏)</td> </tr> <tr> <td>⑦ 従事者変更届</td> </tr> </table> <p>* 事務所間の異動の場合④⑤は不要</p>	① 記載事項変更届出書(第一面・第四面)	◆奈良県登録の宅地建物取引士 宅地建物取引士の勤務先が変更となった場合は、「変更登録申請書」も同時に提出すること ◆他府県登録の宅地建物取引士 宅地建物取引士の勤務先が変更となった場合は、登録を受けている都道府県で事前に変更登録申請を行い、その副本(原本)を提示すること	② 専任の宅地建物取引士設置証明書	③ 略歴書	④ 身分証明書	⑤ 登記されていないことの証明書	⑥ 宅地建物取引士証の写し(表・裏)	⑦ 従事者変更届
	① 記載事項変更届出書(第一面・第四面)	◆奈良県登録の宅地建物取引士 宅地建物取引士の勤務先が変更となった場合は、「変更登録申請書」も同時に提出すること ◆他府県登録の宅地建物取引士 宅地建物取引士の勤務先が変更となった場合は、登録を受けている都道府県で事前に変更登録申請を行い、その副本(原本)を提示すること							
	② 専任の宅地建物取引士設置証明書								
③ 略歴書									
④ 身分証明書									
⑤ 登記されていないことの証明書									
⑥ 宅地建物取引士証の写し(表・裏)									
⑦ 従事者変更届									
① 記載事項変更届出書(第一面・第四面) ② 専任の宅地建物取引士設置証明書	③ 従事者変更届								
① 記載事項変更届出書(第一面・第四面) ② 戸籍抄本 ③ 従事者変更届	◆奈良県登録の宅地建物取引士 宅地建物取引士の勤務先が変更となった場合は、「変更登録申請書」も同時に提出すること ◆他府県登録の宅地建物取引士 宅地建物取引士の勤務先が変更となった場合は、登録を受けている都道府県で事前に変更登録申請を行い、その副本(原本)を提示すること								
従事者の変更	① 従事者変更届								
事務所の変更	<table border="0"> <tr> <td>① 記載事項変更届出書(第一面・第三面)</td> <td rowspan="6"> ⑦ 事務所のカラー写真(ポラロイド写真不可) (1)外部: 建物の全景、建物の入口、事務所の入口 (2)内部: 報酬額規定表(アップ)、業者票(アップ)、 部屋の内部(事務部分、応接部分などが写っており、事務所の形態がわかるもの。部屋全体の様子が分かるよう、2方向以上から撮影。) ⑧ 事務所の平面図等 (1)事務所として使用する建物の平面図 (2)住居等の一室を事務所としている場合は間取り図 (3)同一敷地内に棟が2以上ある場合は棟の配置図 ※(3)は(1)または(2)とともに提出 </td> </tr> <tr> <td>② 事務所を使用する権原に関する書面 * 賃貸借契約書、使用貸借契約書等の写し(原本提示)</td> </tr> <tr> <td>③ 事務所付近の地図(事務所の位置を明示)</td> </tr> <tr> <td>④ 法人の登記簿謄本(法人の場合)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 免許証書換え交付申請書(主たる事務所移転の場合)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 免許証(主たる事務所移転の場合)</td> </tr> </table>	① 記載事項変更届出書(第一面・第三面)	⑦ 事務所のカラー写真(ポラロイド写真不可) (1)外部: 建物の全景、建物の入口、事務所の入口 (2)内部: 報酬額規定表(アップ)、業者票(アップ)、 部屋の内部(事務部分、応接部分などが写っており、事務所の形態がわかるもの。部屋全体の様子が分かるよう、2方向以上から撮影。) ⑧ 事務所の平面図等 (1)事務所として使用する建物の平面図 (2)住居等の一室を事務所としている場合は間取り図 (3)同一敷地内に棟が2以上ある場合は棟の配置図 ※(3)は(1)または(2)とともに提出	② 事務所を使用する権原に関する書面 * 賃貸借契約書、使用貸借契約書等の写し(原本提示)	③ 事務所付近の地図(事務所の位置を明示)	④ 法人の登記簿謄本(法人の場合)	⑤ 免許証書換え交付申請書(主たる事務所移転の場合)	⑥ 免許証(主たる事務所移転の場合)	
	① 記載事項変更届出書(第一面・第三面)	⑦ 事務所のカラー写真(ポラロイド写真不可) (1)外部: 建物の全景、建物の入口、事務所の入口 (2)内部: 報酬額規定表(アップ)、業者票(アップ)、 部屋の内部(事務部分、応接部分などが写っており、事務所の形態がわかるもの。部屋全体の様子が分かるよう、2方向以上から撮影。) ⑧ 事務所の平面図等 (1)事務所として使用する建物の平面図 (2)住居等の一室を事務所としている場合は間取り図 (3)同一敷地内に棟が2以上ある場合は棟の配置図 ※(3)は(1)または(2)とともに提出							
	② 事務所を使用する権原に関する書面 * 賃貸借契約書、使用貸借契約書等の写し(原本提示)								
③ 事務所付近の地図(事務所の位置を明示)									
④ 法人の登記簿謄本(法人の場合)									
⑤ 免許証書換え交付申請書(主たる事務所移転の場合)									
⑥ 免許証(主たる事務所移転の場合)									
① 記載事項変更届出書(第一面・第三面・第四面) ② 政令使用人の変更に係る書類 ③ 専任の宅地建物取引士の変更に係る書類 ④ 事務所を使用する権原に関する書面 * 賃貸借契約書、使用貸借契約書等の写し(原本提示) ⑤ 事務所付近の地図(事務所の位置を明示) ⑥ 法人の登記簿謄本(支店登記をしている場合) ⑦ 従事者変更届 ⑧ 営業保証金の供託関係の書類 (1)法務局に供託している場合 供託済届出書、供託書の原本と写し (2)保証協会の社員の場合 弁済業務保証金分担金納付書の写しまたは弁済業務保証金分担金納付証明書原本	⑨ 事務所のカラー写真(ポラロイド写真不可) (1)外部: 建物の全景、建物の入口、事務所の入口 (2)内部: 報酬額規定表(アップ)、業者票(アップ)、 部屋の内部(事務部分、応接部分などが写っており、事務所の形態がわかるもの。部屋全体の様子が分かるよう、2方向以上から撮影。) ⑩ 事務所の平面図等 (1)事務所として使用する建物の平面図 (2)住居等の一室を事務所としている場合は間取り図 (3)同一敷地内に棟が2以上ある場合は棟の配置図 ※(3)は(1)または(2)とともに提出								
【廃止】 【名称の変更】	① 記載事項変更届出書(第一面・第三面・第四面) ② 従事者変更届 ① 記載事項変更届出書(第一面・第三面)								

【備考】

1. 提出部数・・・*知事免許の場合：正本1通・副本1通
*大臣免許の場合：正本1通・副本2通
2. 官公庁の証明書類は発行日から3ヶ月以内のものに限ります。
3. 必要に応じて、前ページ以外の書類の提出を求めることがあります。
4. 所定の届出用紙は奈良県宅建協会、全日協会奈良県本部又は建築安全推進課総務宅建係で入手してください。
建築安全推進課のホームページからダウンロードすることもできます。
5. 届出書類は正・副別に番号順に揃え、ホッチキスで留めずに提出してください。(クリップ可)
6. 上記表中の { 登載事項変更届出書は、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」
変更登録申請書は、「宅地建物取引士登録簿変更登録申請書」
従事者変更届は、「宅地建物取引業者従事者変更届出書」(大臣免許業者は不要) } を表します。

【身分証明書・登記されていないことの証明書について】

以下の点に注意して、書類を提出してください。

- ◎日本国籍を有する人 { ①身分証明書(本籍地の市区町村役場で発行)
②登記されていないことの証明書(各法務局、地方法務局本局で発行)
- ◎日本国籍を有しない人 { ①住民票(国籍が記載されているもの)
②登記されていないことの証明書(各法務局、地方法務局本局で発行)

※下記の方は添付が必要です(同一人が2職以上を兼ねる場合は1枚で可)

・代表者 ・役員(監査役を含む) ・政令使用人 ・専任の宅地建物取引士 ・相談役及び顧問

※成年被後見人又は被保佐人に該当した場合の提出書類は、奈良県建築安全推進課総務宅建係(TEL0742-27-7563)へお問い合わせください。

※申請方法については、各市区町村役場及び各法務局、地方法務局本局でおたずね下さい。

※代表者(個人申請)が未成年の場合は、法定代理人(両親等)を確認できる戸籍謄本等及びその法定代理人の身分証明書・登記されていないことの証明書が必要です。

※登記されていないことの証明書の「証明を受ける方」欄の氏名は「身分に関する証明書」どおりに字をはっきりと正確に記入してください。また、住所についても正確に記入してください。記入事項が正確でない場合は、証明書を取り直していただきますので、ご注意ください。

【事務所のカラー写真について】

※部屋全体の様子が分かるよう少なくとも2方向以上撮影をしてください。2方向からだけでは部屋全体を写しきれない場合、またパーティションなどの障害物で見えない場所がある場合は、違う方向から撮影した写真の添付も必要です。

【平面図等について】

※図面の中で事務所として使用している部分をマーカー等で囲むなどして明示してください。

※執務場所、応接室、接客スペースなどの配置が分かるよう作成してください。

※業者票、報酬額規定表の掲示場所を記載してください。

※他の業種と兼業する場合、宅建業の配置状況、他の業種との区別状況を記載してください。

※別の業者の事務所が同じフロア内にある場合は、別の業者との区別状況を記載してください。

※フロアが分割されている場合は、フロア毎に作成し、フロア毎に階数が異なる場合は、階数も記載してください。

【書換免許証の郵送交付について】

※書換免許証(商号又は名称・代表者・主たる事務所の変更の場合)を郵送で受領することを希望される場合は、角2サイズ(A4サイズが折らずに入る大きさ)の封筒に宛先(事務所)を明記して460円分の切手を貼付して提出してください。免許証書換手続きが完了次第、簡易書留郵便で事務所あてに郵送します。

7 免許証書換え交付申請書について

この書類は「商号又は名称」「代表者氏名」「主たる事務所の所在地」について変更があったときに、新たな事項に書換えた免許証を交付するため提出していただくものです。

- ◎ 「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」（43 ページ参照）と併せて、正本1部を提出します。
- ◎ 様式下の枠内は、該当する変更事項のみ記入します。
- ◎ 現免許証の原本を添付します。

様式第三号の二（第四条の二関係）	(A 4)																
	2 1 0																
<h3 style="margin: 0;">宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書</h3> <p style="margin: 10px 0 0 0;">宅地建物取引業者免許証の記載事項に下記のとおり変更を生じましたので、宅地建物取引業法施行規則第4条の2の規定により、宅地建物取引業者免許証の書換え交付を申請します。</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;"> 地方整備局長 北海道開発局長 奈良県 知事 殿 </p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">申請者 商号又は名称</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">郵便番号 ()</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">主たる事務所の所在地</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">氏 名 印</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">（法人にあつては、代表者の氏名）</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">電話番号 () -</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">ファクシミリ番号 () -</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;"> 受付番号 受付年月日 申請時の免許証番号 </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; text-align: center;"> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; text-align: center;"> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; text-align: center;"> () </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">変更に係る事項</th> <th style="width: 25%;">変 更 後</th> <th style="width: 25%;">変 更 前</th> <th style="width: 25%;">変 更 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(フリガナ) 商号又は名称</td> <td></td> <td></td> <td>R〇〇. 〇〇. 〇〇</td> </tr> <tr> <td>(フリガナ) 代 表 者 氏 名</td> <td></td> <td></td> <td>R〇〇. 〇〇. 〇〇</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の 所 在 地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 確認欄 </p>		変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日	(フリガナ) 商号又は名称			R〇〇. 〇〇. 〇〇	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			R〇〇. 〇〇. 〇〇	主たる事務所の 所 在 地			
変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日														
(フリガナ) 商号又は名称			R〇〇. 〇〇. 〇〇														
(フリガナ) 代 表 者 氏 名			R〇〇. 〇〇. 〇〇														
主たる事務所の 所 在 地																	

8 免許証再交付申請書について

この書類は交付後の免許証について「亡失」「滅失」「汚損」「破損」した場合に、新たな用紙で免許書を再交付するために提出していただくものです。

- ◎ 亡失などがあれば遅滞なく、正・副本各1部を提出します。
- ◎ 様式下の理由欄は、該当事項を○印で囲み、下段に具体的に理由などを記入します。
- ◎ 破損などで免許証が残存している場合は、その免許証を添付します。

様式第三号の三（第四条の三関係）

(A 4)

2:2:0

宅地建物取引業者免許証再交付申請書

宅地建物取引業法施行規則第4条の3の規定により、下記のとおり宅地建物取引業者免許証の再交付を申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

地方整備局長
北海道開発局長 殿
奈良県 知事

申請者 商号又は名称

郵便番号 ()

主たる事務所の
所在地

氏 名 印

(法人にあつては、代表者の氏名)

電話番号 () -

ファクシミリ番号 () -

受付番号

--	--	--	--	--	--	--	--

受付年月日

--	--	--	--	--	--	--	--

申請時の免許証番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(フリガナ) 商号又は名称	
(フリガナ) 代表者氏名	
主たる事務所の 所在地	
再交付を申請する 理由	<p>①. 亡失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損</p> <p>【例】 本店移転の際に紛失しました。 なお、後日発見した場合はすみやかに返納します。 今後この様なことがないように充分注意します。</p>

確認欄

9 廃業等について

1 廃業届の記載例と注意事項

宅地建物取引業者が次の事由に該当することになった場合には、「廃業等届出書」提出することが必要です。

- (1) 死亡（個人免許の場合）
- (2) 合併による消滅（法人免許の場合）
- (3) 破産（法人又は個人免許）
- (4) 合併及び破産以外での解散（法人免許の場合）
- (5) 宅建業の廃止（法人又は個人免許）

- ◎ 届出は、届出事由の発生日から 30 日以内に行うこととなっています。なお個人免許業者が死亡した場合での届出は、相続人がその事実を知った日から 30 日以内となっています。
- ◎ 免許の効力は、上記（1）及び（2）の事由は事実の発生日に、（3）～（5）の事由は届出をした日に失効します。
- ◎ 提出書類
- ・「廃業等届出書」 2部（正本・副本 各1部）
 - ・免許証原本（紛失の場合は「発見しだい返納する」旨を記載したの紛失届）
 - ・下表に定めるもの（届出者、届出事由によって異なる）
 - ・廃業事由により、届出人について更に詳しく事情を伺い、確認することがあります。

廃業理由	法人個人別	廃業日 (免許失効日)	届出人	添付書類 (免許証原本の他)
死亡	個人	死亡日	相続人	・死亡及び相続人が確認できる戸籍謄本 ・相続人の印鑑登録証明書
合併による削減	法人	合併による解散日	代表する役員であった者	・合併されたことが確認できる元の法人の商業登記簿謄本 ・届出印の印鑑登録証明書
破産	両方	届出日	破産管財人	・破産及び管財人を確認できる書類（注1）
合併及び破産以外での解散	法人	届出日	清算人	・解散したことがわかる商業登記簿謄本 ・清算人の印鑑登録証明書
宅建業の廃止	法人	届出日	法人代表者	・代表者の交代等があれば商業登記簿謄本 ・免許申請に使用した印鑑が押印できない場合は、その届出印の印鑑登録証明書
	個人	届出日	免許を受けた者	・届出印の印鑑登録証明書

(注) 1. 破産については、裁判所発行の証明書（届出印についてもこの証明に押印された管財人の印）。

2 7 0

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

— 地方整備局長
— 北海道開発局長 殿
奈良県 知事

個人：代表者の実印（印鑑登録されたもの）

法人：免許申請に押印されたもの

届出者 住 所
氏 名

印

受付番号
| | | | |

受付年月日
| | | | |

届出時の免許証番号
() | | | | |

該当するものを○印で囲むこと

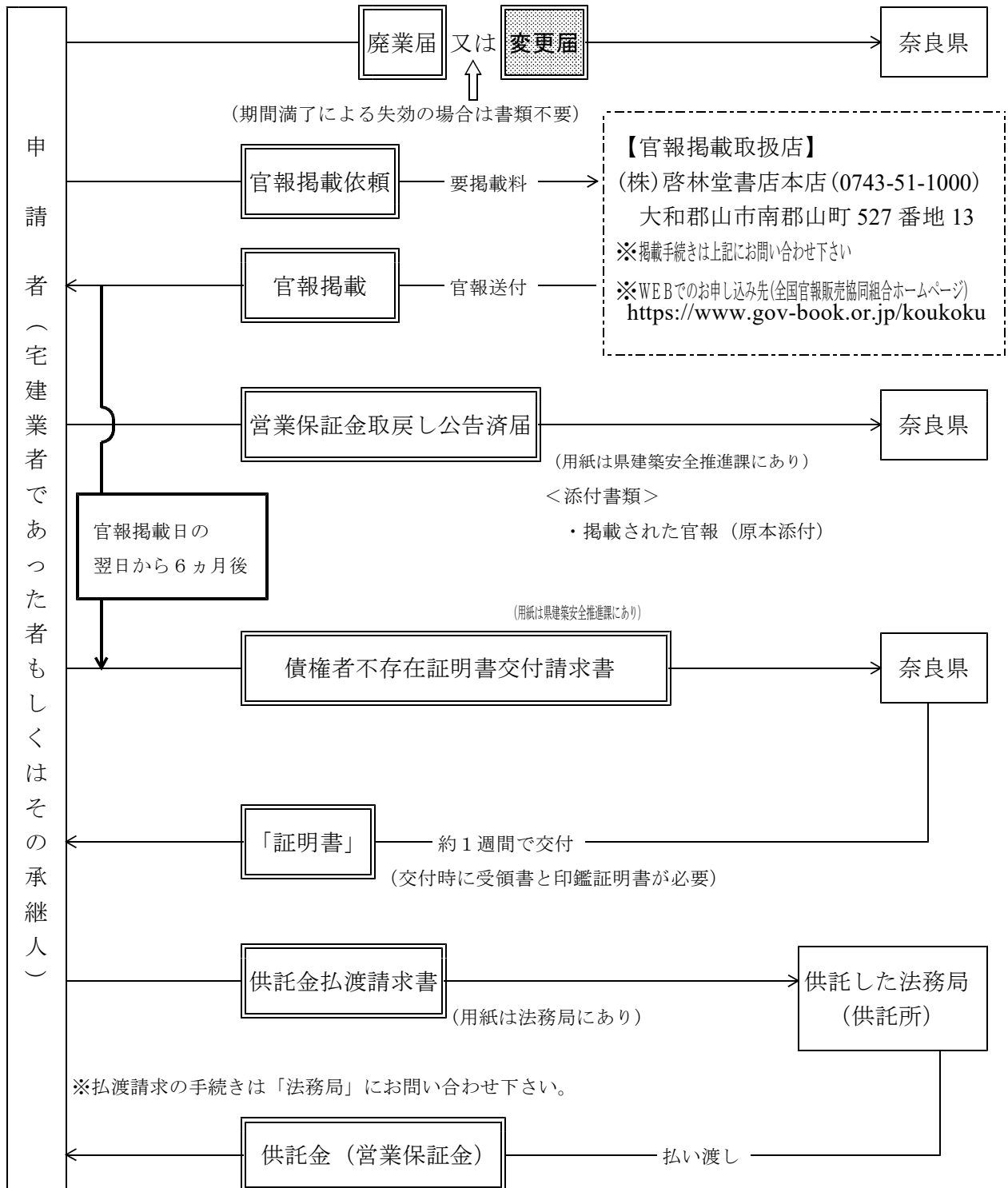
届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産 4. 解散 ⑤. 廃止
商号又は名称	
氏名 (法人にあたっては、 代表者の氏名)	
主たる事務所の 所在地	
届出事由の生じた日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※死亡の場合は、死亡の事実を知った 日を記載すること。
宅地建物取引業者と 届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 ⑤. 本人

確認欄

該当するものを○で囲むこと

2 営業保証金の取り戻し

- ◎ 「廃業・期限切れ失効・免許取消」及び「従たる事務所の廃止」の場合、以下の手続きにより営業保証金が返還されます。(変更届は「従たる事務所の廃止」の場合)
- ◎ 保証協会に加入されている方は、弁済業務保証金分担金が返還されます。手続きについては各協会に直接お問い合わせください。



〔官報掲載例〕

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告
します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載
の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した
申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保
証金は同人に返還されます。

令和 年 月 日

商号又 は名称	免許証 番号	(代表者の) 氏名	事務所の所 在地	営業保証 金の額	申出書 提出先	掲載者住所、商号 又は名称及び氏名
------------	-----------	--------------	-------------	-------------	------------	----------------------

〔法人の場合〕 ○○株式会社 奈良県知事 代表取締役 奈良県奈良市○ 割引国債 奈良県 奈良市○○○町○○番地
会社 (1) 1234 ○○○○ ○○町○○番地 債券1000 知事 ○○株式会社代表取締役
万円 ○○○○

〔個人の場合〕 ○○不動産 奈良県知事 ○○○○ 奈良県奈良市○ 1000 ㎡ 奈良県 奈良市○○○町○○番地
産 (1) 1234 ○○町○○番地 知事 ○○○○

〔精算人が
が掲載〕 ○○株式会社 奈良県知事 代表取締役 奈良県奈良市○ 1500 ㎡ 奈良県 奈良市○○○町○○番地
会社 (1) 1234 ○○○○ ○○町○○番地 知事 ○○○株式会社 清算人
○○○○

〔従たる
事務所を
廃止した
場合〕 ○○株式会社 奈良県知事 代表取締役 奈良県奈良市○ 割引国債 奈良県 奈良市○○○町○○番地
会社 (1) 1234 ○○○○ ○○町○○番地 債券500 知事 ○○○株式会社 代表取
、廃止した従た 万円 締役 ○○○○
る事務所奈良県
奈良市○○○町
○○番地

〔免許失効
後に主たる
事務所を
移転した
場合〕 ○○株式会社 奈良県知事 代表取締役 (旧)奈良県奈良 1000 ㎡ 奈良県 奈良市○○○町○○番地
会社 (1)1234 ○○○○ 市○○○町○○ 知事 ○○○株式会社 代表取
番地(新)奈良県 奈良市○○○町 締役○○○○
奈良市○○○町
○○番地

- ※ 免許失効日以前に商号、所在地、代表者に変更があり、変更届をされていない場合は、官報公告の際、その新旧を掲載して下さい。
- ※ 掲載内容に不備があった場合、訂正公告や、再度の公告が必要となることがあり、取戻しが予定された日にできなくなりますので、御注意ください。
- ※ 上記の事例以外での記載については、事前にお問い合わせください。

○営業保証金取戻し公告済届の記載例と注意事項

①免許失効した場合 第2号様式（県施行細則第5条関係）

営業保証金取戻し公告済届		
宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第3項の規定により営業保証金取戻し公告をしたので、官報を添えて届けます。 令和 年 月 日 奈良県知事 殿 届出人 住所 氏名 ⑩ 記		
免許失効時点の内容を記載	届出人と免許を受けた者との関係	
	免許業者に関する事項	免許証番号 奈良県知事 () 号
		商号又は名称
		代表者氏名
官 報 登 載 番 号		年 月 日 号

公告時点の届出人を記載 →

②従たる事務所を廃止した場合

記		
届出人と免許を受けた者との関係		
免許業者に関する事項	免許証番号 奈良県知事 () 号	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
従たる事務所に関する事項	従たる事務所の所在地	
	事務所の廃止年月日	
官 報 登 載 番 号		年 月 日 号

○債権者不存在証明書交付請求書の記載例と注意事項

①免許失効した場合

第3号様式（県施行細則第5条関係）

債権者不存在証明書交付請求書		
<p>下記業者について 年 月 日届出のとおり営業保証金取戻しのため官報に公告したところ、同公告に定めた期間内に債権の申出がなかったため、宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項の規定により、債権の申出がなかった旨の証明書の交付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>奈良県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">請求者 住所 氏名 ⑩</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
免許業者に関する事項	免許証番号	奈良県知事（ ） 号
	商号又は名称	
	事務所の所在地	
	代表者氏名	

②従たる事務所を廃止した場合

記		
免許業者に関する事項	免許証番号	奈良県知事（ ） 号
	商号又は名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者氏名	
	廃止した従たる事務所の所在地	

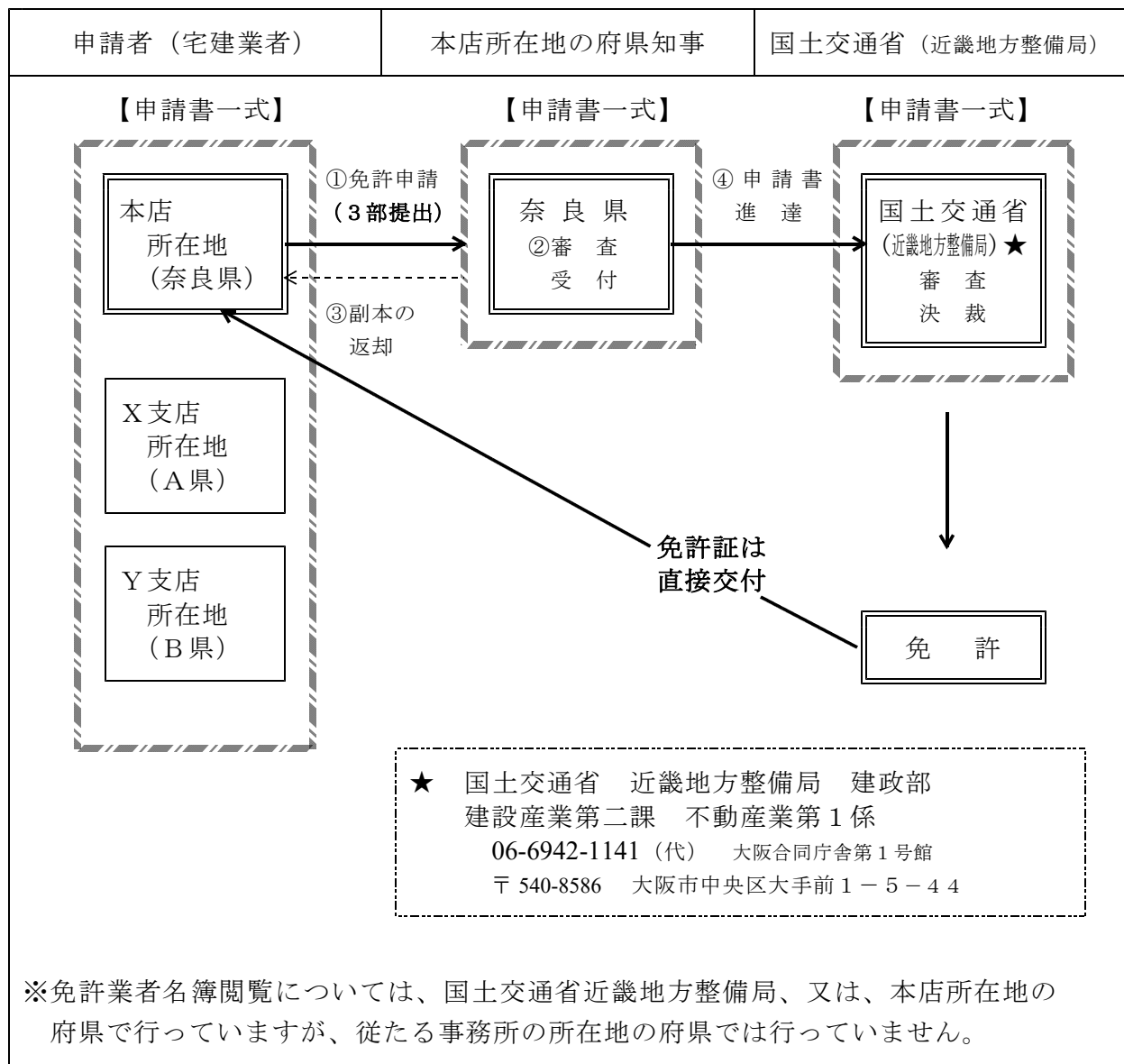
10 大臣免許申請について

1 免許申請手続き

- ◎ 申請や届出については、「提出部数」及び「申請手数料（20 ページ参照）」以外は知事免許での申請と基本的に変わる点はありません。ただし、免許権者が国土交通大臣であることと、他の都道府県に事務所があることで、受付後の書類の流れが少し複雑になりますので注意してください。

提出書類	提出部数	提出先
免許申請書（新規・更新）	正本1部、副本2部（合計3部） （うち1部は申請者控として受付後に返却します）	本店（主たる事務所）が所在する都道府県の窓口

- ◎ 大臣免許業者の申請書類の流れ（奈良県に本店を設置している場合）



2 大臣免許にかかるその他の申請・届出事項

	提出書類	提出部数	提出先
宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿登載事項変更届出書 ・変更事項に伴う添付書類 	正本 1部 副本 2部	本店(または事務所)が所在する都道府県の窓口
廃業等届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・廃業等届出書 ・免許証 	正本 1部 副本 2部	本店(または事務所)が所在する都道府県の窓口
宅地建物取引業者免許証 書換交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証書換え交付申請書 ・免許証 	正本 1部 ※	近畿地方整備局
宅地建物取引業者免許証 再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証再交付申請書 ・免許証 	正本 1部 ※	近畿地方整備局
営業保証金供託済届出書	<ul style="list-style-type: none"> * 郵送提出不可 ・営業保証金供託済届 ・供託書原本を持参し、その写しを添付すること 	正本 1部 ※	近畿地方整備局
営業保証金取戻し公告済 届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・営業保証金取戻し公告済届出書 ・掲載された官報を添付すること 	正本 1部 ※	近畿地方整備局
債権の申出に係る証明願	<ul style="list-style-type: none"> ・証明願 	正本 1部 ※	近畿地方整備局
業務を行う場所の届出書 (法第 50 条第 2 項の届出書)	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 50 条第 2 項届出書 	正本 1部 副本 2部	当該業務を行う場所の所在地を管轄する都道府県に提出

- 注) 1. この他の営業保証金に係る届出事項についても、すべて近畿地方整備局に直接ご提出ください。詳細についても直接、近畿地方整備局(62ページ)にお問い合わせください。
 2. ※印の書類について、控えが必要な場合は、副本を1部添付してください。

11 免許換えの手続きについて

1. 免許換えとは

国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けて宅建業を営む方が、事務所の新設、移転、廃止で以下の事由により、引き続き切れ目なく宅建業を営もうとする場合は、現在免許を受けている免許権者から他の免許権者に免許の変更の手続きが必要となります。

この手続きにより免許を変更することを「免許換え」と言います。

現免許の区分	予定される事由	免許換え後の区分
国土交通大臣	事務所の廃止、移転により一の都道府県のみ事務所を有することになる	廃止・移転後の事務所が所在する都道府県知事
都道府県知事	事務所の移転により他の一の都道府県のみ事務所を有することになる	移転後の事務所が所在する都道府県知事
都道府県知事	事務所の新設により二以上の都道府県に事務所を有することになる	国土交通大臣

なお、免許換えにより新たに免許を受けた場合は、現在の免許は自動的に失効します。

手続きは、現に受けている免許の有効期間内に、その免許権者を經由して行わなければなりません。

2. 免許換え申請の手続きの概要

奈良県知事 ⇒ 他の都道府県知事	他の都道府県知事 ⇒ 奈良県知事
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移転などに伴う事務所や人的要件の確定 ・ 申請書などの作成 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所移転についての変更届を奈良県へ提出 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転先都道府県へ免許申請書を提出 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転先都道府県での審査 ・ 移転先都道府県から申請者へ免許の通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移転などに伴う事務所や人的要件の確定 ・ 申請書などの作成 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転元の都道府県へ事務所移転についての変更届の提出が必要な場合があります（都道府県によって異なるため、事前に確認してください）。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県へ免許申請書を提出 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県での審査 ・ 奈良県から申請者へ免許の通知

奈良県知事⇒国土交通大臣	国土交通大臣⇒奈良県知事		
<ul style="list-style-type: none"> ・店舗増などに伴う事務所や人的要件の確定 ・申請書などの作成 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県に申請書提出 <ul style="list-style-type: none"> 〔 免許申請書（正1部・副本2部） 納付済登録免許税納付書 役員などに変更があれば変更届 （43ページ参照） ・審査後、国土交通省（近畿地方整備局）に進達 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省（近畿地方整備局）での審査 <p>↓</p> <p>申請者に通知 奈良県に免許の通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗減などに伴う事務所や人的要件の確定 ・申請書などの作成 <p>↓</p> <table border="0"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 〔 免許申請書 （正1部・副1部） ※「奈良県収入証紙」を貼付 提出先：奈良県庁 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県での審査 ・免許の通知 </td> <td style="padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 〔 事務所減等に係る変更届 （正1部・副2部） 〔43ページ参照〕 提出先：奈良県庁 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県庁より国土交通省（近畿地方整備局）に進達 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 〔 免許申請書 （正1部・副1部） ※「奈良県収入証紙」を貼付 提出先：奈良県庁 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県での審査 ・免許の通知 	<ul style="list-style-type: none"> 〔 事務所減等に係る変更届 （正1部・副2部） 〔43ページ参照〕 提出先：奈良県庁 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県庁より国土交通省（近畿地方整備局）に進達
<ul style="list-style-type: none"> 〔 免許申請書 （正1部・副1部） ※「奈良県収入証紙」を貼付 提出先：奈良県庁 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県での審査 ・免許の通知 	<ul style="list-style-type: none"> 〔 事務所減等に係る変更届 （正1部・副2部） 〔43ページ参照〕 提出先：奈良県庁 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県庁より国土交通省（近畿地方整備局）に進達 		

※ 審査期間はそれぞれの免許権者で若干異なりますが、大臣免許は概ね知事免許の申請の倍の期間を要します。 手続きの詳細については、事前に窓口で確認してください。

3. 免許換えに伴う営業保証金等

免許換えにより、新たに免許を取得することで、現に供託している営業保証金や弁済業務保証金分担金は、下記の取扱いとなります。

現免許	免許換え後	営業保証金の供託等	
都道府県知事	国土交通大臣	保証金供託	本店の所在地を管轄する供託所に追加供託
		協会分担金	弁済業務保証金分担金の追加納付
都道府県知事	他の 都道府県知事	保証金供託	金銭のみの供託の場合は、費用を予納し現供託所に、移転後の供託所への保管換えを請求する 有価証券で又は有価証券と現金での場合は、移転後の供託所に新たに供託後、前の供託所に取り戻し手続きを行う（公告は不要）
		協会分担金	（各保証協会に確認のこと）
国土交通大臣	都道府県知事	保証金供託	現供託所に、廃止等店舗分の取戻し（公告必要）
		協会分担金	（各保証協会に確認のこと）

12 事務所以外の案内所等の届出について (宅建業法第50条第2項の届出)

1. 「事務所以外の案内所」等の概要

宅建業者は、免許された事務所以外の場所で、宅地建物について「売買・交換」「売買、交換、賃貸の代理・媒介」の業務での「契約の締結」「契約の申込み・予約・登録等」を行う場合は、あらかじめその場所について免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及びその所在地の有る都道府県知事に届け出る必要があります。

(1) 業務を行う場所

- ① 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、事務所以外の場所
- ② 一団の宅地建物の分譲について、案内所を設置して行う場合は、その案内所
- ③ 他の宅建業者が行う一団の宅地建物の分譲を代理又は媒介のため、案内所を設置して行う場合は、その案内所
- ④ 業務に関し展示会その他これに類する催しを実施する場合は、その催し場所

※ 1 特定の宅地建物に対する業務を対象としたものであり、不特定の宅地建物での一般的な業務は対象とならず、認められません。この場合は「従たる事務所」の位置付けとなり変更届が必要です。

なお、単なる「案内・広告・宣伝」のみの業務については届出を要しません。

※ 2 ②、③の場合、「一団」とは、「10区画以上の一団の宅地又は10戸以上の一団の建物」をいいます。

(2) 届出事項

- ① 所在地 ②業務の内容 ③業務を行う期間 ④専任の宅地建物取引士に関する事項

(3) 提出書類

- ① 宅建業法第50条第2項による業務場所等の「届出書」(様式第12号)
- ② 業務場所及び物件の場所を示した「地図」(区画数がわかるもの)

(4) 届出の時期

当該業務場所で業務を開始する日の「10日前」までに届出なければなりません。

(5) 届出先・提出部数

当該業務場所の所在する都道府県知事に提出します。

但し、免許権者と所在地の都道府県が異なる場合は、免許権者に対しても所在地の都道府県知事を経由して提出します。

- ① 免許権者と所在地の都道府県が同じ場合 正・副本 各1部 (合計2部)
- ② " が異なる場合 正本2部・副本1部 (合計3部)
- ③ 免許権者が国土交通大臣の場合 正本2部・副本1部 (合計3部)

2. 届出の注意事項

(1) 専任の宅地建物取引士を1名以上配置する必要があります。

- ① 複数の業者が、同一物件について同一場所で共同して業務を行う場合は、いずれかの業者が1名を配置すれば要件を満たします。但し届出はそれぞれで行います。
- ② 不動産フェア等で催しで複数の業者が、それぞれ異なる物件を取扱う場合は、各業者毎に配置する必要があります。
- ③ 「週末のみの営業」などの場合も専任の宅地建物取引士の配置は必要です。

(2) 業務の期間は最長1年です。

(3) 「契約の申込み」とは、契約締結の意思を表示することをいい、物件購入のための抽選の申込み等金銭の受け渡しを伴わないものも含まれます。

なお、案内所等での契約は、その案内所等が所属する事務所の契約締結権者（代表者・政令使用人）が行うものに限られます。

(4) 既に届け出た場所に係る新たな届出の取扱い

既に届け出た案内所等について、次の事項を変更しようとする場合には、変更のない部分を含めて記入し、添付書類には前回の届出書の写しを付けて、届け出てください。

なお、以下に該当し変更の届出を行う場合、「物件の種類等」に記載する区画数、戸数及び面積については、当初の届出に係るものを上段かっこ書きで記載したうえで、変更の届出を行う時点での数量を記載してください。

- ① 「業務の種別」又は「業務の態様」を変更する場合
- ② 「取り扱う宅地建物の内容等」欄の「所在地」を変更する場合
- ③ 「業務を行う期間」を延長しようとする場合
- ④ 「専任の宅地建物取引士に関する事項」について、届け出ている専任の宅地建物取引士を変更しようとする場合

※ 以下の変更については、変更の届出は不要です。

- ・「取り扱う宅地建物の内容等」欄の「所在地」以外の項目が変更になる場合
- ・届出を行った宅地建物取引業者の代表者のみの変更の場合

※ 次のページに業務場所別の一覧があります。

業務を行う場所に関する規制

業務区分		特定の宅地又は建物に関する業務を行う。					不特定の宅地又は建物に関する業務を行う。				
		契約締結を行う。	契約の申込みを受け付ける。 (申込証換金等の授受あり)	契約の予約登録を受け付ける。	単に展示・案内を行う (モデルルームのオープン等)	その他広告宣伝等	契約締結を行う。	契約の申込みを受け付ける。 (申込証換金等の授受あり)	契約の予約登録を受け付ける。	単に展示・案内を行う (モデルルームのオープン等)	その他広告宣伝等
事務所区分											
事務所 (本店、支店、継続的に業務を行うことができ、契約の維持権限者がいるもの)		<input type="checkbox"/> 免許時にチェックする。(変更届必要) <input type="checkbox"/> 従業者5人につき1人以上の専任の宅地建物取引士を置く。									
継続的に業務を行うことができ事務所以外のもの (出張所、現場事務所等 (外観は事務所))		<input type="checkbox"/> 10日前に届出 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士を1名以上置く			届出不要	<input type="checkbox"/> 原則的に認めない。			届出不要		
案内所	一団の宅地建物の分譲に係るもの (モデルルーム・モデルハウス 駅前案内所等)	<input type="checkbox"/> 10日前に届出 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士を1名以上置く			届出不要	/					
	一団の宅地建物の分譲に係らないもの	届出不要					/				
	上記以外のもの	<input type="checkbox"/> 10日前に届出 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士を1名以上置く			届出不要	/					
	一団の宅地建物の分譲に係らないもの (テント 仮設小屋等)	届出不要					/				
展示会その他これに類する催しを開催する場所 (フェア、相談会場、 抽選会場等)		<input type="checkbox"/> 10日前に届出 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士を1名以上置く			届出不要	<input type="checkbox"/> 原則的に認めない。			届出不要		

3 届出書の記入例

(1) 全般的注意事項

様式第十二号（第十九条関係）		(A4)																				
届 出 書																						
宅地建物取引業法第50条第2項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。																						
		令和〇〇年〇〇月〇〇日																				
届出先： 免許権者及び 当該届出場所 を管轄する都 道府県知事	地方整備局長 北海道開発局長 殿 奈良県 知事	届出者： 代表者又は当該 届出に係る場所 が属する事務所 の代表者																				
	商号又は名称 国土交通大臣																					
	免許証番号 (9)第9999号																					
	代表者氏名 奈良県 知事	印																				
下記（注） のうち いずれか の場所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">所在地</td> <td style="width: 30%;">届出の対象となる案内 所、展示会等の場所</td> <td style="width: 10%;">名 称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td>電話番号</td> </tr> </table>	所在地	届出の対象となる案内 所、展示会等の場所	名 称			所在地	電話番号	届出場所の属する 事務所													
所在地	届出の対象となる案内 所、展示会等の場所		名 称																			
		所在地	電話番号																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">業 務 の 種 別</td> <td>(1)売買</td> <td>(2)交換</td> <td><input checked="" type="radio"/> ③代理</td> <td>(4)媒介</td> </tr> <tr> <td>業 務 の 態 様</td> <td colspan="4">(1)契約の締結</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4"><input checked="" type="radio"/> ②契約の申込みの受理</td> </tr> </table>	業 務 の 種 別	(1)売買	(2)交換	<input checked="" type="radio"/> ③代理	(4)媒介	業 務 の 態 様	(1)契約の締結					<input checked="" type="radio"/> ②契約の申込みの受理				該当する番号を ○で囲む					
業 務 の 種 別	(1)売買	(2)交換	<input checked="" type="radio"/> ③代理	(4)媒介																		
業 務 の 態 様	(1)契約の締結																					
	<input checked="" type="radio"/> ②契約の申込みの受理																					
2 業務の 内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 10%;">取り扱う 宅地建物 の内容等</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">物 件 の 種 類 等</td> <td style="width: 30%;">売主である宅地建物 取引業者の商号 又は名称等</td> <td colspan="2">(商号又は名称) 国土交通大臣 (8)第8888号 知事</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="2">㎡</td> </tr> <tr> <td>宅 地</td> <td>区画 敷地面積の合計</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>戸 建 住 宅</td> <td>戸 延べ面積の合計</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>区分所有建物</td> <td>戸 延べ面積の合計</td> <td>㎡</td> </tr> </table>	取り扱う 宅地建物 の内容等	物 件 の 種 類 等	売主である宅地建物 取引業者の商号 又は名称等	(商号又は名称) 国土交通大臣 (8)第8888号 知事		名 称			所 在 地	㎡		宅 地	区画 敷地面積の合計	㎡	戸 建 住 宅	戸 延べ面積の合計	㎡	区分所有建物	戸 延べ面積の合計	㎡	<ul style="list-style-type: none"> 届出しようとする者が売主の場合は、共同で売主となる者について記載 届出しようとする者が代理又は媒介をしようとする者の場合は、取扱う物件の売主業者について記載
取り扱う 宅地建物 の内容等	物 件 の 種 類 等			売主である宅地建物 取引業者の商号 又は名称等	(商号又は名称) 国土交通大臣 (8)第8888号 知事																	
			名 称																			
	所 在 地		㎡																			
	宅 地		区画 敷地面積の合計	㎡																		
	戸 建 住 宅	戸 延べ面積の合計	㎡																			
区分所有建物	戸 延べ面積の合計	㎡																				
業務の開始日は、 届出日（当庁受理日） から11日 以降の日となります。 なお、期間 中は最長1年 以内です。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">3 業務を行う期間</td> <td>令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 専任の宅地建物 取引士に関する 事項</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>登 録 番 号</td> </tr> </table>	3 業務を行う期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	4 専任の宅地建物 取引士に関する 事項	氏 名	登 録 番 号	既に特定の案内所 等の専任の宅地建物 取引士として届出さ れている者が、業務 を行うものとして届 出された期間内に、 当該場所における業 務の終了を理由に他 の場所の専任の宅地 建物取引士となる場 合には、氏名の欄に 従前の出場所の名称及び営業終 了年月日を付記してください。															
3 業務を行う期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで																					
4 専任の宅地建物 取引士に関する 事項	氏 名																					
	登 録 番 号																					

(注) 業務を行う場所の種別

- 1 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で事務所以外の場所
- 2 10区画以上の一団の宅地又は10戸以上の一団の建物の分譲を行う際の案内所
- 3 10区画以上の一団の宅地又は10戸以上の一団の建物の分譲の代理又は媒介を行う際の案内所
- 4 展示会その他これらに類する催しを実施する場所

届出者に属する宅地建物取引士でない場合は、氏名の下に（ ）書きで所属業者の商号及び免許証番号を記入してください。

※ 添付書類…業務を行う場所（販売物件がある場所はその物件も含む）の案内図（地図）

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で事務所以外のもの

1 所在地	届出の対象となる案内所、展示会等の場所		名称		
			所在地	電話番号	
2 業務の内容	業務の種類別		(1)売買 (2)交換 ③代理 (4)媒介		
	業務の様態		①契約の締結 (2)契約の申込みの受理		
	取り扱う宅地建物の内容等	売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等		(商号又は名称) 国土交通大臣 (8)第8888号 知事	
		物件の種類等	名称		
			所在地		㎡
			宅地		区画 敷地面積の合計
戸建住宅			戸 延べ面積の合計	㎡	
区分所有建物		戸 延べ面積の合計	㎡		
3業務を行う期間		令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで			
4専任の宅地建物取引士に関する事項		氏名		登録番号	

(注意事項)

1. 不特定の宅地建物を取扱う場合は、広告宣伝のみの業務しかできない。
2. 当該場所において契約等を行う場合は、届出場所に属する事務所の長が行う。
(代表権が与えられている者が置かれているような場合は、事務所として取扱うことになる。)

(3) 一団の宅地建物の分譲を案内所を設置して行う場合

所在地	届出の対象となる案内所、展示会等の場所		名称		
			所在地	電話番号	
2 業務の内容	業務の種類別		(1)売買 (2)交換 ③代理 (4)媒介		
	業務の様態		①契約の締結 ②契約の申込みの受理		
	取り扱う宅地建物の内容等	売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等		(商号又は名称) 国土交通大臣 (8)第8888号 知事	
		物件の種類等	名称		
			所在地		㎡
			宅地		区画 敷地面積の合計
戸建住宅			戸 延べ面積の合計	㎡	
区分所有建物		戸 延べ面積の合計	㎡		
3業務を行う期間		令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで			
4専任の宅地建物取引士に関する事項		氏名		登録番号	

(4) 一団の宅地建物の分譲の代理または媒介を案内所を設置して行う場合

所在地	届出の対象となる案内所、展示会等の場所		名称		
			所在地	電話番号	
2 業務の内容	業務の種類別		(1)売買 (2)交換 ③代理 (4)媒介		
	業務の様態		(1)契約の締結 ②契約の申込みの受理		
	取り扱う宅地建物の内容等	売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等		(商号又は名称) 国土交通大臣 (8)第8888号 知事	
		物件の種類等	名称		
			所在地		m ²
			宅地		区画 敷地面積の合計 m ²
			戸建住宅		戸 延べ面積の合計 m ²
区分所有建物		戸 延べ面積の合計 m ²			
3 業務を行う期間		令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで			
4 専任の宅地建物取引士に関する事項		氏名		登録番号	

(5) 展示会その他これに類する催しを開催する場合

所在地	届出の対象となる案内所、展示会等の場所		名称		
			所在地	電話番号	
2 業務の内容	業務の種類別		(1)売買 (2)交換 ③代理 (4)媒介		
	業務の様態		(1)契約の締結 ②契約の申込みの受理		
	取り扱う宅地建物の内容等	売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等		(商号又は名称) 国土交通大臣 (8)第8888号 知事	
		物件の種類等	名称		
			所在地		m ²
			宅地		区画 敷地面積の合計 m ²
			戸建住宅		戸 延べ面積の合計 m ²
区分所有建物		戸 延べ面積の合計 m ²			
3 業務を行う期間		令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで			
4 専任の宅地建物取引士に関する事項		氏名		登録番号	

13 参考

1 申請書等に記入するコード表

(1) 都道府県コード

00	国土交通大臣	17	石川県知事	33	岡山県知事	51	北海道知事(石狩)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	52	北海道知事(渡島)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	53	北海道知事(檜山)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	54	北海道知事(後志)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	55	北海道知事(空知)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	56	北海道知事(上川)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	57	北海道知事(留萌)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	58	北海道知事(宗谷)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	59	北海道知事(オホ)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	60	北海道知事(胆振)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	61	北海道知事(日高)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	62	北海道知事(十勝)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	63	北海道知事(釧路)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事	64	北海道知事(根室)
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		
16	富山県知事	32	島根県知事				

(2) 市区町村コード(奈良県内のみ)

市区町村コード [*]	市区町村名	市区町村コード [*]	市区町村名	市区町村コード [*]	市区町村名	市区町村コード [*]	市区町村名
市		町		町		村	
29201	奈良市	29342	平群町	29441	吉野町	29322	山添村
29202	大和高田市	29343	三郷町	29442	大淀町	29385	曾爾村
29203	大和郡山市	29344	斑鳩町	29443	下市町	29386	御杖村
29204	天理市	29345	安堵町			29402	明日香村
29205	橿原市	29361	川西町			29444	黒滝村
29206	桜井市	29362	三宅町			29446	天川村
29207	五條市	29363	田原本町			29447	野迫川村
29208	御所市	29401	高取町			29449	十津川村
29209	生駒市	29424	上牧町			29450	下北山村
29210	香芝市	29425	王寺町			29451	上北山村
29211	葛城市	29426	広陵町			29452	川上村
29212	宇陀市	29427	河合町			29453	東吉野村

2 宅地建物取引業法 (抜粋)

(免許)

第三条 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所(本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置してその事業を営もうとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

- 2 前項の免許の有効期間は、五年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き宅地建物取引業を営もうとする者は、免許の更新を受けなければならない。
- 4 前項の免許の更新の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請について処分がなされないときは、従前の免許は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、免許の更新がなされたときは、その免許の有効期間は、従前の免許の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 6 第一項の免許のうち国土交通大臣の免許を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第三項の規定により国土交通大臣の免許の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

(免許の基準)

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより免許を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、

執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条、第十八条第一項、第六十五条第二項及び第六十六条第一項において同じ。)であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。)

- 三 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第一項第四号又は第五号の規定による届出があつた者(解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。)であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 四 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十一条第一項第四号若しくは第五号の規定による届出があつた法人(合併、解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は届出の日から五年を経過しないもの
- 五 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 六 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の二第七項の規定を除く。第十八条第一項第七号及び第五十二条第七号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 八 免許の申請前五年以内に宅地建物取引業に関し

不正又は著しく不当な行為をした者

九 宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者

十 心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

十二 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第十号までのいずれかに該当する者のあるもの

十三 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第十号までのいずれかに該当する者のあるもの

十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十五 事務所について第三十一条の三に規定する要件を欠く者

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許をしない場合においては、その理由を附した書面をもって、申請者にその旨を通知しなければならない。

(宅地建物取引士の登録)

第十八条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同様以上の能力を有すると認めたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行った都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの)

四 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分を

しないことを決定する日までの間に第十一条第一項第五号の規定による届出があつた者(宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの

五 第五条第一項第四号に該当する者

六 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

七 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八 暴力団員等

九 第六十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより登録の消除の処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

十 第六十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するとして登録の消除の処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)で当該登録が消除された日から五年を経過しないもの

十一 第六十八条第二項又は第四項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十一条第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

十二 心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

2 前項の登録は、都道府県知事が、宅地建物取引士資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。

(営業保証金の供託等)

第二十五条 宅地建物取引業者は、営業保証金を主た

る事務所のもよりの供託所に供託しなければならない。

- 2 前項の営業保証金の額は、主たる事務所及びその他の事務所ごとに、宅地建物取引業者の取引の実情及びその取引の相手方の利益の保護を考慮して、政令で定める額とする。
- 3 第一項の営業保証金は、国土交通省令の定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。)をもつて、これに充てることができる。
- 4 宅地建物取引業者は、営業保証金を供託したときは、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添附して、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 宅地建物取引業者は、前項の規定による届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。
- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許をした日から三月以内に宅地建物取引業者が第四項の規定による届出をしないときは、その届出をすべき旨の催告をしなければならない。
- 7 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が第四項の規定による届出をしないときは、その免許を取り消すことができる。
- 8 第二項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、営業保証金の追加の供託又はその取戻しに関して、所要の経過措置(経過措置に関し監督上必要な措置を含む。)を定めることができる。

(宅地建物取引士の設置)

- 第三十一条の三 宅地建物取引業者は、その事務所その他国土交通省令で定める場所(以下この条及び第五十条第一項において「事務所等」という。)ごとに、事務所等の規模、業務内容等を考慮して国土交通省令で定める数の成年者である専任の宅地建物取引士を置かなければならない。
- 2 前項の場合において、宅地建物取引業者(法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が宅地建物取引士であるときは、その者が自ら主とし

て業務に従事する事務所等については、その者は、その事務所等に置かれる成年者である専任の宅地建物取引士とみなす。

- 3 宅地建物取引業者は、第一項の規定に抵触する事務所等を開設してはならず、既存の事務所等が同項の規定に抵触するに至ったときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。

(証明書の携帯等)

- 第四十八条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。
- 2 従業者は、取引の関係者の請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。
 - 3 宅地建物取引業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、第一項の証明書の番号その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。
 - 4 宅地建物取引業者は、取引の関係者から請求があつたときは、前項の従業者名簿をその者の閲覧に供しなければならない。

(帳簿の備付け)

- 第四十九条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、宅地建物取引業に関し取引のあつたつど、その年月日、その取引に係る宅地又は建物の所在及び面積その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

(標識の掲示等)

- 第五十条 宅地建物取引業者は、事務所等及び事務所等以外の国土交通省令で定めるその業務を行う場所ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める標識を掲げなければならない。
- 2 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、あらかじめ、第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める場所について所在地、業務内容、業務を行う期間及び専任の宅地建物取引士の氏名を免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及びその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

様式第八号 (第十七条関係)

表

写 3.4 cm 真 3.0 cm	従業者証明書 従業者証明書番号 従業者氏名 (年 月 日生) 業務に従事する 事務所の名称 及び所在地 この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。 証明書有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 免許番号 国土交通大臣 () 第 号 (年 月撮影) 知事 商号又は名称 主たる事務所の所在地 代表者氏名
	8.547 cm以上8.572 cm以下

備考
宅地建物取引業法抜すい 第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備考

- 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
 - 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
 - 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。
- 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 証明書の有効期間は5年以下とすること。

様式第九号 (第十九条関係)

標 識

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

35 cm以上

30 cm以上

様式第八号の二 (第十七条の二関係)

従業者名簿

氏名	性別	生年月日	従業者証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者でなくなった年月日

備考

- 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

表

従業員証明書	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ← 2.4 cm ↑ </div> <div style="text-align: center; height: 30px; border-bottom: 1px solid black;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ↓ 3 cm → </div> </div> <p>(令和4年9月撮影)</p>	<p>従業員氏名 桜 八重子 <small>(平成4年11月3日生)</small></p> <p>業務に従事する 事務所の名称 本店 及び所在地 奈良市〇〇町1-2-3</p> <p style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">会社名でなく、店名又は事務所名</p> <p>この者は、宅地建物取引業者の従業員であることを証明します。</p> <p>証明書有効期間 令和4年9月30日から 令和9年9月29日まで <small>国土交通大臣</small></p> <p>免許証番号 奈良県知事(5)第9999号 商号又は名称 株式会社〇〇ホーム</p> <p>主たる事務所の所在地 奈良市〇〇町1-2-3 代表者氏名 代表取締役 奈良 泉子 代表者印</p>
<p>8.547cm以上 8.572cm以下</p>	

5.403cm以下
5.392cm以上

裏

備考
<p>宅地建物取引業法抜すい</p> <p>第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業員に、その従業員であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。</p> <p>2 従業員は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。</p>

備考

- 1 従業員証明書番号の付し方は、次の方法によること
 - (1) 第1けた及び第2けたには、当該従業員が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
 - (2) 第3けた及び第4けたには、当該従業員が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
 - (3) 第5けた以下には、従業員ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。
- 3 従業員の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。

②「主たる職務内容」については、代表者又は役員である場合には役職名を記入。それ以外の者は、総務、人事、経理、財務、企画、設計、広報、営業等に区分して記入。

従 業 者 名 簿

氏 名	性 別	生年月日	従 業 者 証 明 番 号 ①	主たる職務内 容 ②	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者でなくなった年月日
奈良 県子	女	S47.3.21	020201	代表取締役		H14.2.5	
大仏 太郎	男	S35.4.5	020202	取締役・経理		H14.2.5	
奈良 鹿男	男	S50.5.4	010203	営業・経理	○	H14.2.5	H30.9.15
桜 八重子	女	H4.11.3	180904	取締役・営業	○	H30.9.30	
吉野 杉代	女	H5.3.25	181105	営業		H30.11.17	
駒 鳥男	男	S63.12.24	191106	総務・広報・企画		R1.11.25	

①「従業者証明書番号」については、前4ケタは当該業者が従業者を雇用した年(西暦)と月を表し、後2ケタは事務所ごとに従業者の番号を重複がないように付ける。また、使用済の従業者証明書番号と同じ番号は再度使用しないこと。
(例)H30(2018)年9月30日入社、4番目(通算)にその事務所に配属された従業者
↓ ↓ ↓ ↓
18 09 04

退社や異動となった従業者は、取消線などを引き過去に当該事務所の従業者であったことをわかるようにする。
※修正液を塗ったり、名簿を新調するなどして完全に名前を消さないようにすること。

備 考

- 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

標 識

宅 地 建 物 取 引 業 者 票	
免 許 証 番 号	国土交通大臣 奈良県知事 (5) 第9999号
免 許 有 効 期 間	令和4年2月5日から 令和9年2月4日まで
商 号 又 は 名 称	株式会社〇〇ホーム
代 表 者 氏 名	代表取締役 奈良 県子
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名	桜 八重子
主たる事務所の所在地	話番号 0742 (27) 〇〇〇〇 奈良市〇〇町1-2-3

主たる事務所(本店)の所在地を記載すること

30cm以上

35cm以上

奈良県 建築安全推進課のご案内

奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局 建築安全推進課(2018年4月に建築課から名称が変わりました)

〒 630-8501 奈良市登大路町 30 番地 奈良県庁分庁舎 6 階
(県庁舎主棟の道路を挟んで北側、警察本部と同じ建物内)

宅地建物取引業免許の申請・各種届出
宅地建物取引士の登録の申請
不動産鑑定業者登録の申請・各種届出
不動産鑑定士(補)の登録の申請
宅地建物取引業者名簿・不動産鑑定業者名簿の閲覧
宅地建物取引業者(宅地建物取引士)への指導・監督
宅地建物取引での苦情・紛争の相談
不動産鑑定業者の指導・監督
宅地建物取引士・不動産鑑定士(補)の資格試験の協力・応援
その他(不動産特定共同事業者・積立式宅地建物販売業の監督)

総務宅建係
電話 : 0742(27)7563
【FAX 0742-27-7790】

用紙配布場所のご案内

- 公益社団法人 奈良県宅地建物取引業協会 (電話 : 0742-61-4528)
〒 630-8133 奈良市大安寺 6-20-3 (奈良県宅建会館)
- 公益社団法人 全日本不動産協会奈良県本部 (電話 : 0742-20-7788)
〒 630-8357 奈良市杉ヶ町 32-2 (大谷第5ビル)

宅地建物取引業免許の申請書類・各種届出書類
宅地建物取引士の登録・登録変更・登録移転申請書類
宅地建物取引業の業者票作成・販売

奈良県収入証紙販売所のご案内

県庁舎主棟 1 階 総務厚生センター西執務室
8:45 ~ 17:00

改正履歴 平成 16 年、平成 23 年、平成 27 年、平成 28 年、平成 30 年、令和元年